

一般廃棄物処理基本計画

平成23年度
川 辺 町

目 次

第 1 編 はじめに

第1章 はじめに

1. 計画の位置づけ	1－1
2. 計画の内容	1－2
3. 計画の構成	1－3

第2章 基礎的事項

1. 町の概要	1－4
2. 気候	1－5
3. 人口動態・分布	1－6
4. 産業	1－9
5. 土地利用	1－11
6. 将来計画	1－12

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の概要	2-1
2. ごみの排出量の実績及びその性状	2-4
3. ごみの減量化・再利用の実績	2-12
4. ごみ処理の実績	2-19
5. ごみ処理の体制	2-25
6. 関係市町村の動向	2-26
7. 関係法令等	2-27

第2章 問題点・課題

1. 排出抑制・資源化	2-31
2. 収集運搬	2-32
3. 中間処理・最終処分	2-32
4. その他	2-32

第3章 ごみ処理の計画

1. 基本方針	2-33
2. 計画目標年度	2-34
3. ごみの発生量及び処理量の見込み	2-34
4. ごみの排出の抑制のための方策に関する事項	2-40
5. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	2-42
6. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	2-43
7. ごみの処理施設の整備に関する事項	2-43
8. その他ごみ処理に関し必要な事項	2-44

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理の現状	3-1
2. 収集運搬の現状	3-5
3. 中間処理及び最終処分の現状	3-6
4. 河川水質の現状	3-8

第2章 問題点・課題

1. 適正処理	3-9
2. 収集運搬	3-9
3. 中間処理	3-9
4. その他	3-9

第3章 基本方針

1. 基本方針	3-10
2. 計画目標年度	3-10

第4章 生活雑排水の処理主体

1. 処理主体	3-11
---------	------

第5章 生活排水処理の計画

1. 処理の目標	3-12
2. 生活排水を処理する区分及び人口	3-12
3. し尿及び浄化槽汚泥量	3-12
4. 施設整備に関する事項	3-13
5. し尿・汚泥処理に関する事項	3-13
6. その他生活排水の処理に関する必要な事項	3-14

第1編 はじめに

第1章 はじめに

1. 計画の位置づけ

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに物質的豊かさといった大きな恩恵をもたらしましたが、その一方で、限りある天然資源の枯渇問題、生態系の破壊、地球温暖化、最終処分場のひっ迫化、不法投棄の増加など解決すべき多くの課題を抱えています。これらの根本的な解決を図るには、住民の生活（ライフスタイル）や経済活動（ビジネススタイル）を見直すことが必要とされます。

このような中、国においては、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「一般廃棄物の計画的な処理の推進について（平成16年8月24日）」の中で、述べるように、一般廃棄物処理計画策定に対する重要性が位置付けされています。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物の基本となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき各年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画・ごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画・生活排水処理実施計画）から構成されています。

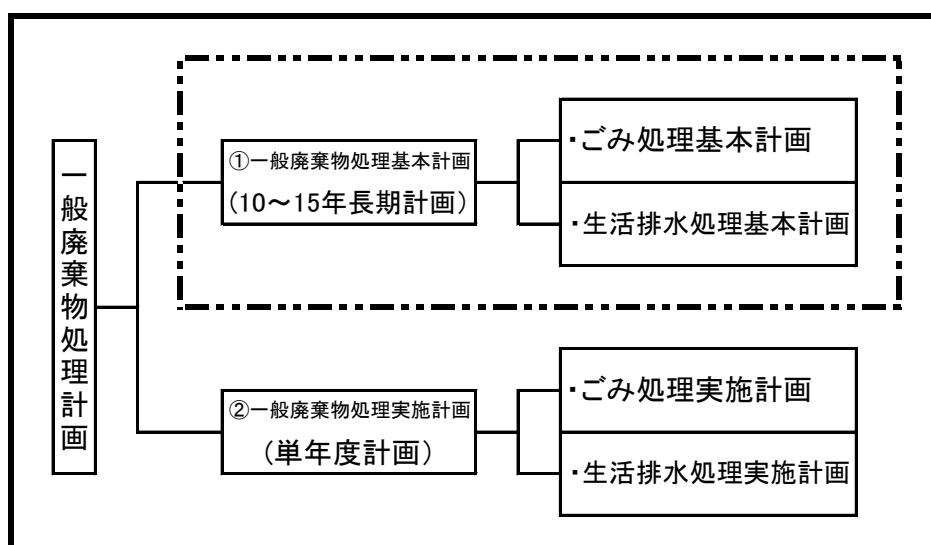


図1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、自治体の法定計画として位置づけられており、中・長期的及び総合的視点に立って、本町における一般廃棄物の処理を計画的に推進するための基本的事項について策定します。

2. 計画の内容

「一般廃棄物処理基本計画」で定める事項は、以下のとおりです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）抜粋

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3. 計画の全体構成及び策定手順

全体構成及び策定手順を以下のフローに示します。

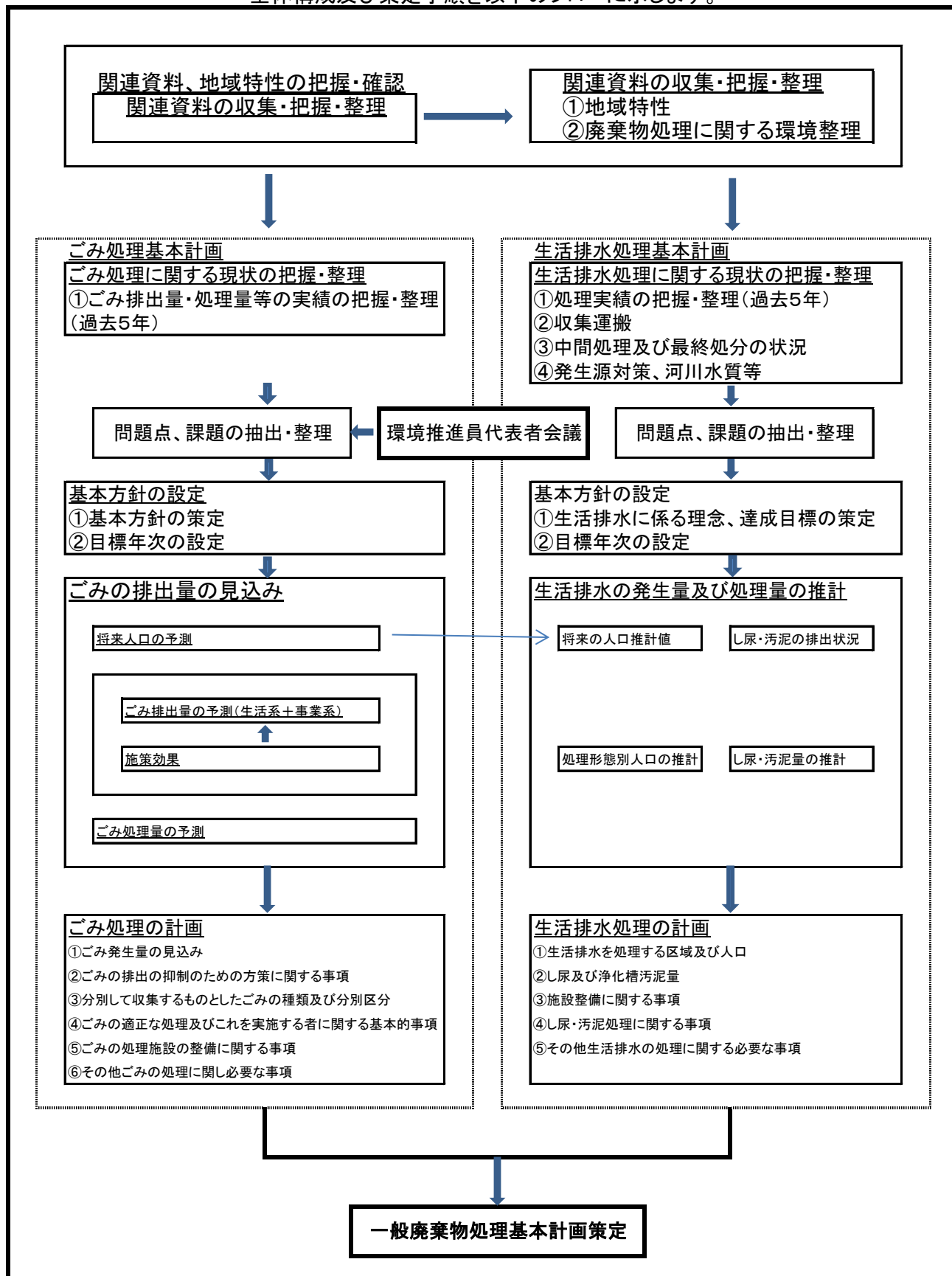


図1-2 計画策定フロー

第2章 基礎的事項

1. 町の概要

(1) 概要

川辺町は、岐阜県のほぼ中央部、北緯35度29分、東経137度04分に位置し濃尾平野の北端にある。西部は鹿塩・下川辺地区で美濃加茂市山之上及び三和地区と接し、北部は納古山を中心とした山峰で七宗町神湊・上麻生地区に接し、東部は愛宕山を中心とする山々で八百津町和知地区と接し、そして南部は飛騨川で美濃加茂市と境されている。また、本町の総面積は41.18km²の土地の3分の2を山地が占め、そして町を2分するかのようになら南へ飛騨川が流れている。本町の地形は、川辺ダム湖を中心とした低位河岸段丘とその外縁の山々によって形成されている。

また、飛騨方面への主要交通網である国道41号線・JR東海高山線が縦貫し、東西に418号線が横断している。なお、41号線バイパス・東海環状線の整備もほぼ完了し、今後、都市圏とのアクセス性が向上し地域の活性化に大きく貢献するものと期待している。

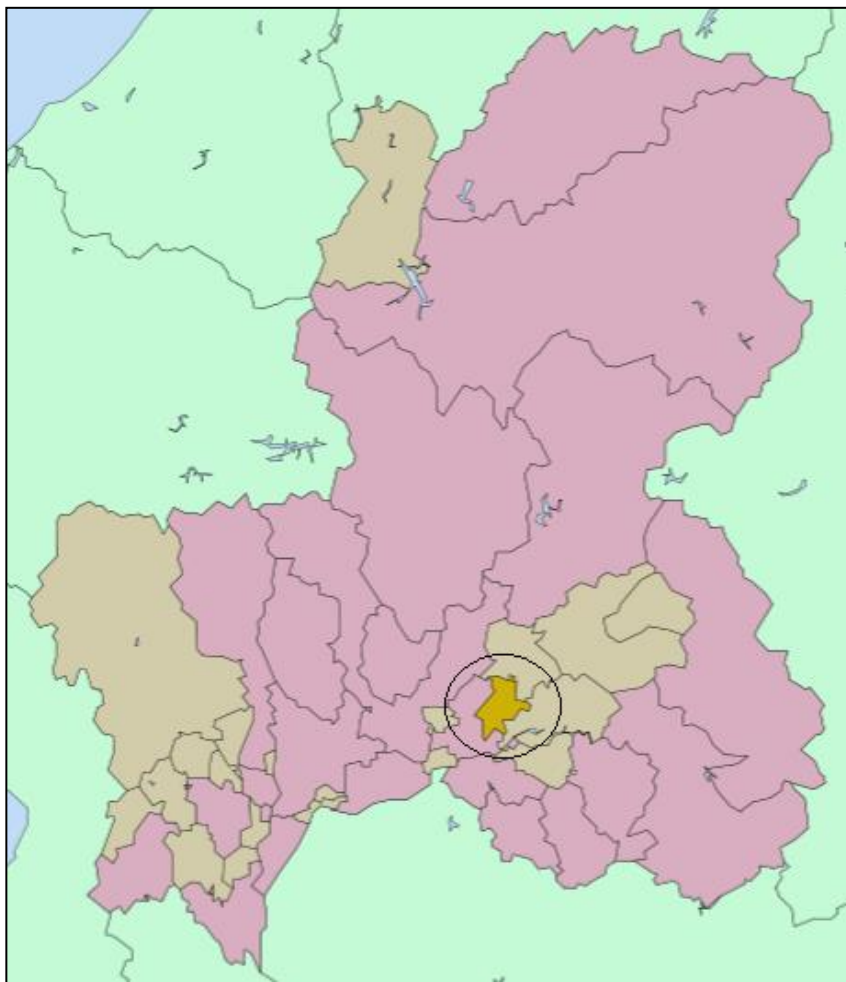


図1-3 位置図

2. 気候

本町における気温及び降水量を以下に示します。年間平均気温は、ここ5年間で15℃程度であり、降水総雨量は、1,450mm～2,000mm程度で推移しています。

表1－1 気温及び降水量

	平均気温℃	最高気温℃	最低気温℃	総降雨量mm
H17年度	14.9	36.7	-4.8	1,455.0
H18年度	15.2	37.9	-6.3	1,733.0
H19年度	15.2	39.0	-4.1	1,499.0
H20年度	15.0	37.4	-5.3	1,591.0
H21年度	15.3	35.1	-4.7	2,201.0

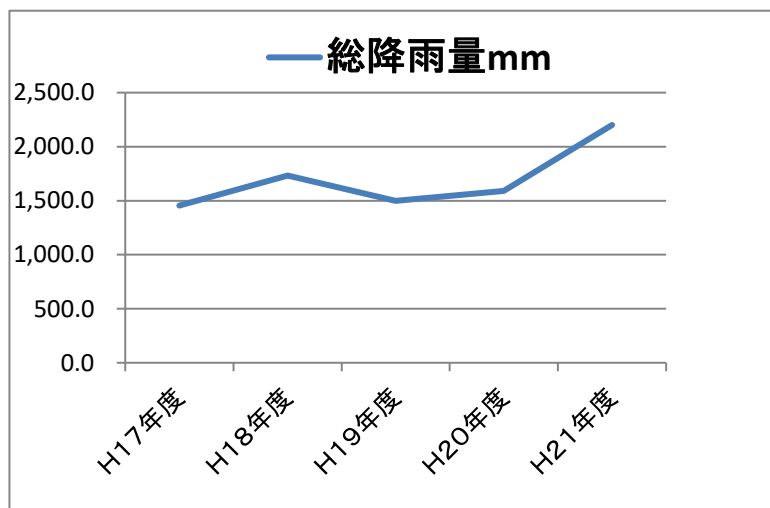
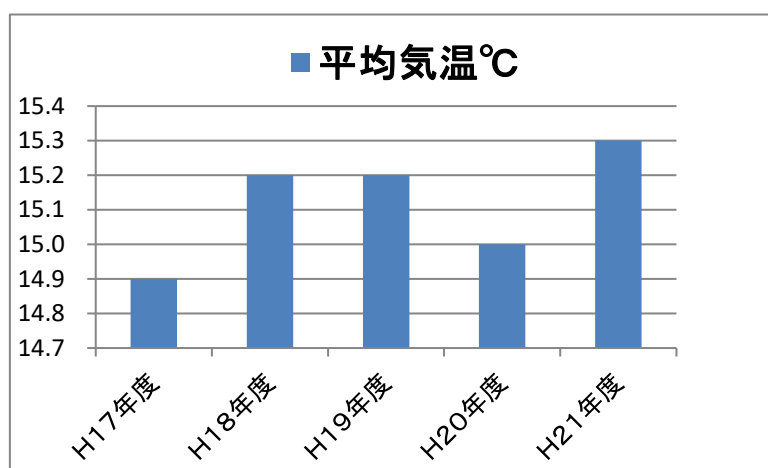


図1－4 平均気温及び総降雨量

※資料:川辺町統計書

3. 人口動態・分布

(1)人口及び世帯数

本町における、人口及び世帯数を以下に示します。
人口は若干の減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあります。

表1－2 人口及び世帯数

年度	住基				外国人				合計			
	男性	女性	計	世帯主	男性	女性	計	世帯主	男性	女性	計	世帯主
H17年度	5,372	5,545	10,917	3,385	104	139	243	152	5,476	5,684	11,160	3,537
H18年度	5,354	5,558	10,912	3,430	107	127	234	145	5,461	5,685	11,146	3,575
H19年度	5,327	5,534	10,861	3,465	122	119	241	145	5,449	5,653	11,102	3,610
H20年度	5,320	5,493	10,813	3,505	116	106	222	132	5,436	5,599	11,035	3,637
H21年度	5,319	5,455	10,774	3,544	112	106	218	124	5,431	5,561	10,992	3,668

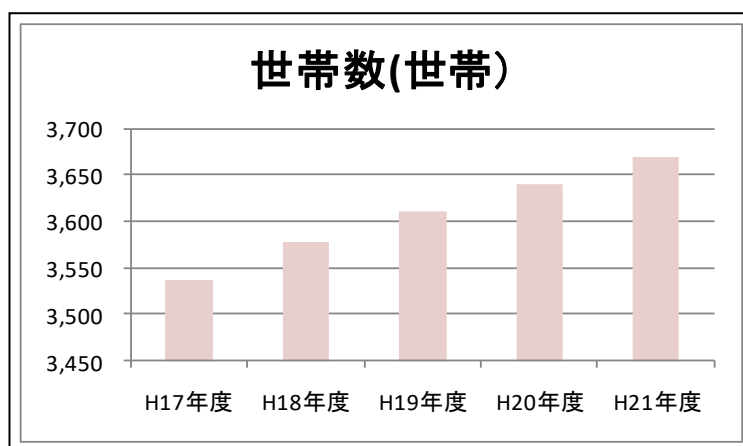
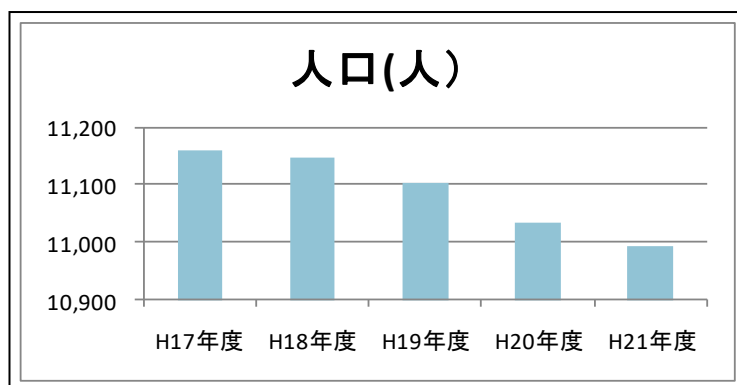


図1－5 人口及び世帯数

※資料:住民課

(2)人口動態

本町における、人口動態を以下に示します。
自然動態、社会動態とも減少傾向にあります。

表1-3 人口動態

各年前年10月1日から当年9月30日まで

区分	自然動態(人)			社会動態(人)			増減計 (人)
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
H17年度	73	113	△ 40	387	416	△ 29	△ 69
H18年度	75	108	△ 33	451	404	47	14
H19年度	91	92	△ 1	361	366	△ 5	△ 6
H20年度	79	122	△ 43	387	455	△ 68	△ 111
H21年度	85	99	△ 14	396	401	△ 5	△ 19

(人)

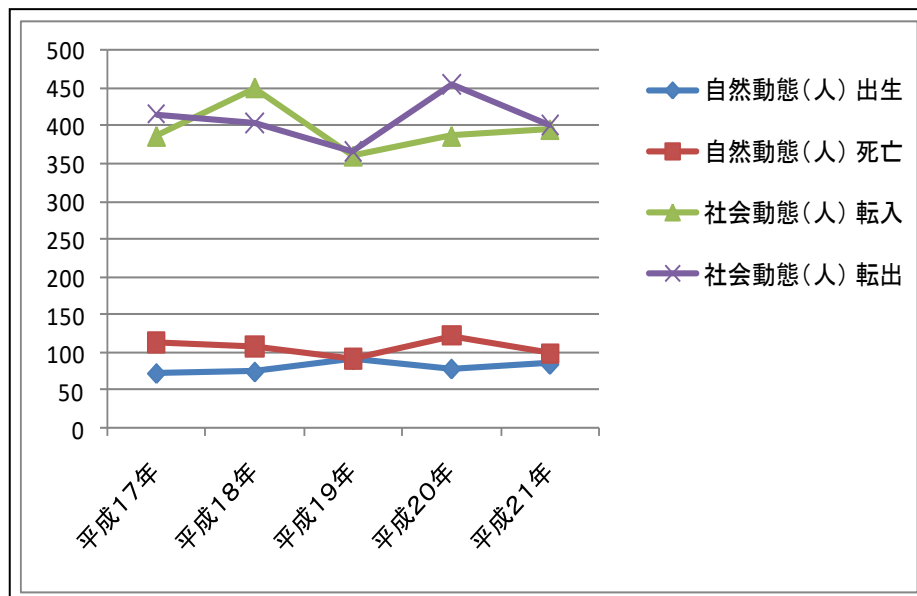


図1-6 人口動態

※資料:住民課

(3)人口分布動態

本町における、人口分布を以下に示します。

男女とも、幼年人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、老齢人口は増加傾向にあります。

表1－4 人口分布

各年4月1日現在 単位:人

年度	H17年度			H19年度			H21年度		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
0～4歳	443	229	214	411	196	215	414	203	211
5～9歳	563	302	261	543	293	250	493	266	227
10～14歳	610	323	287	605	321	284	584	309	275
15～19歳	662	336	326	629	339	290	611	327	284
20～24歳	639	319	320	567	281	286	606	328	278
25～29歳	638	321	317	642	328	314	597	298	299
30～34歳	688	340	348	651	331	320	567	299	268
35～39歳	615	313	302	694	352	342	706	355	351
40～44歳	686	327	359	643	295	348	629	312	317
45～49歳	679	347	332	657	332	325	671	331	340
50～54歳	776	395	381	736	378	358	694	348	346
55～59歳	842	451	391	932	487	445	827	419	408
60～64歳	684	322	362	665	327	338	803	407	396
65～69歳	661	320	341	697	338	359	679	339	340
70～74歳	648	283	365	612	265	347	594	267	327
75～79歳	594	283	311	620	284	336	633	274	359
80～84歳	426	158	268	433	178	255	474	219	255
85～89歳	192	74	118	250	94	156	275	90	185
90～94歳	91	26	65	83	25	58	104	35	69
95～99歳	20	6	14	26	5	21	28	3	25
100歳以上	3	1	2	6	0	6	3	2	1
計	11,160	5,476	5,684	11,102	5,449	5,653	10,992	5,431	5,561
幼年人口(0～14)	1,616	854	762	1,559	810	749	1,491	778	713
生産年齢人口(15～64)	6,909	3,471	3,438	6,816	3,450	3,366	6,711	3,424	3,287
老齢人口(65～)	2,635	1,151	1,484	2,727	1,189	1,538	2,790	1,229	1,561

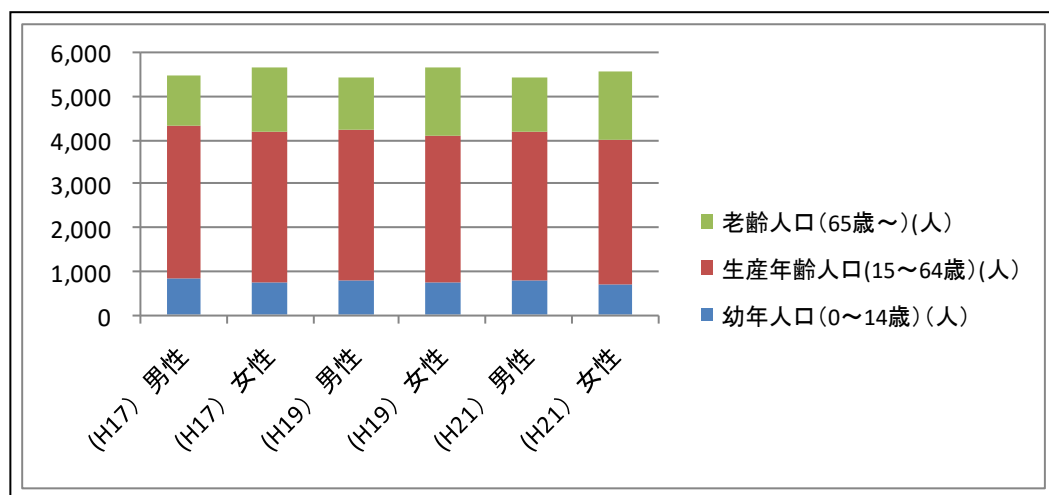


図1－7 人口分布

※資料:住民課

4. 産業

(1) 産業の動向

本町における、産業別就業者数を以下に示します。
第一次産業、第二次産業とも減少傾向にあり、第三次産業は増加傾向にあります。

表1－5 産業別就業者数

区 分	H7年度	H12年度	H17年度
第一次産業(生産業)(人)	319	247	227
第二次産業(製造業)(人)	2,872	2,730	2,396
第三次産業(サービス業)(人)	2,650	2,674	2,915

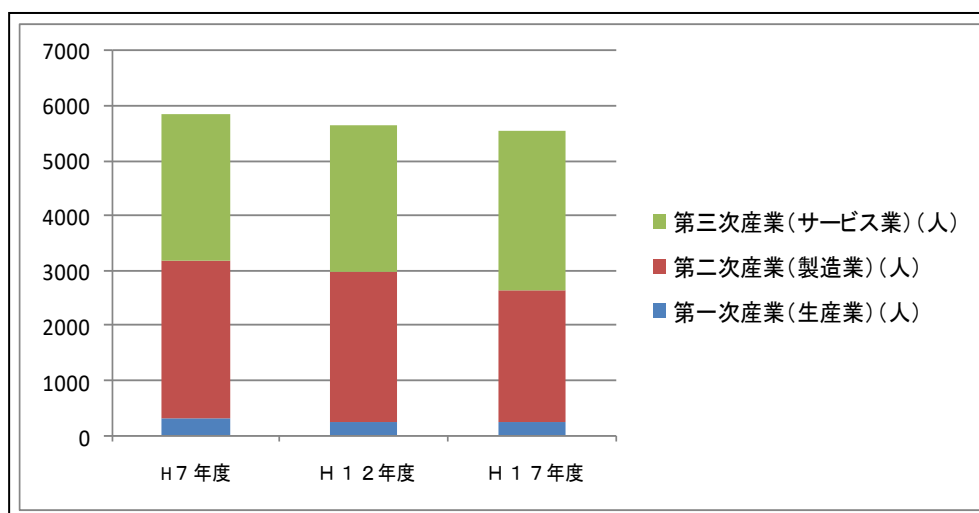


図1－8 産業別就業者数

※資料:国勢調査

(2) 農業

本町における、農家数を以下に示します。
総農家戸数は減少傾向にあります。

表1-6 農家数

各年2月1日現在 単位:戸

区分	総農家数	専業	第一種兼業農家	第二種兼業農家	自給的農家数
H17年	731	84	38	609	—
H18年	693	39	11	279	364
H19年	662	46	7	209	400

※資料:農業センサス

(3) 工業

本町における、事業所数・従業者数・製造品出荷額を以下に示します。
従業者数、製造品出荷額等とも増加傾向にあります。

表1-7 事業所数・従業者数・製造品出荷額

各年12月31日現在 単位:事業所、人、万円

区分	事業所数	従業者数	製造品出荷額	備 考
H14年	119	1,786	3,937,854	全数調査
H15年	114	1,756	4,009,574	全数調査
H16年	60	1,702	4,408,412	一部調査(従業者数4人以上の事業所)
H17年	103	1,737	4,404,862	全数調査
H18年	58	1,574	4,446,690	一部調査(従業者数4人以上の事業所)
H19年	55	1,650	4,904,266	一部調査(従業者数4人以上の事業所)

※資料 工業統計調査

(4) 商業

本町における、商店数・従業者数・年間商品販売額を以下に示します。
商店数、従業者数は減少傾向にありますが、H19年の年間商品販売額は増加していま

表1-8 商店数・従業者数・製造品出荷額

(注)平成14年・16年・19年は6月1日、平成11年は7月1日 現在単位:商店、人、万円

区分	商店数	従業者数	年間商品販売額	備 考
H11年	385	1,761	2,600,240	飲食店を除く調査
H14年	394	1,904	2,297,208	飲食店を除く調査
H16年	370	2,003	2,386,243	飲食店を除く調査
H19年	348	1,832	2,733,169	飲食店を除く調査

※資料 工業統計調査

5. 土地利用

(1) 都市計画

本町は全域が「美濃加茂都市計画区域」に含まれています。また、全域が「未線引き区域」であり、市街化区域と市街化調整区域の設定がされていません。本町における、各用途面積を以下に示します。

表1－9 用途別面積
平成8年4月1日現在

区分	面積
用途地域指定面積	83ha
第1種住居地域	38ha
第2種中高層住居専用地域	16ha
近隣商業地域	17ha
工業地域	12ha

※資料：基盤整備課

(2) 土地利用

本町における、地目別土地利用を以下に示します。
田、畑とも減少傾向にあり、宅地が増加傾向にあります。

表1－10 地目別土地利用
(単位：㎡) 各年1月1日現在

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
田	1,873,417	1,865,483	1,860,536	1,856,170	1,846,902
畑	1,679,290	1,665,064	1,658,423	1,638,453	1,626,509
宅地	2,176,755	2,195,161	2,212,364	2,231,311	2,251,505
沼地	163,743	163,598	163,660	163,660	163,660
山林	17,753,550	17,716,738	17,712,331	17,715,994	17,720,491
保安林	13,805,329	13,836,659	13,836,659	13,836,659	13,836,659
原野	524,113	529,576	529,905	529,346	528,633
雑種地	ゴルフ場の用地	854,655	854,655	854,655	861,508
	遊園地等の用地	17,237	17,237	17,237	17,237
	鉄軌道用地	125,545	125,545	125,545	125,584
	その他の雑種地	769,621	775,631	777,590	781,695
	計	1,767,058	1,773,068	1,775,066	1,786,024
その他	1,436,745	1,434,653	1,439,155	1,433,341	1,419,617
合 計	41,180,000	41,180,000	41,180,000	41,180,000	41,180,000

※資料 税務課・概要調書

6. 将来計画

本計画の策定にあたっては、本町の上位計画である「第4次総合計画」と整合性を図る必要があります。

(1) 第4次総合計画 『目指す姿、目標』

- 家庭や事業所からのごみの発生が抑制されています。
- ガラス瓶などの再使用化が進んでいます。
- 分別収集の徹底や資源回収などにより、ごみの再資源化が進んでいます。
- 町民、事業所、町とも地球環境に配慮し、エネルギー消費の節減を積極的に進めています。

(2) 施策の内容

- 循環型社会の意識の啓発
 - ① 循環型社会の構築について町民から広く理解が得られるよう、重要性のPRや環境教育に努め、その意識の高揚に努めます。
 - ② 地域や家庭における環境を保全する行動などの啓発に努め、自発的な学習活動や取り組みを促進します。
 - ③ 環境推進員による地域活動や生ごみの堆肥化などの活動を広く紹介し、地域における意識の高揚に努めます。
- ごみの減量とリサイクルの推進
 - ① 分別収集の効果と必要性のPRを通じ、町民が一丸となった分別収集をさらに推進し、ごみの排出を抑制します。
 - ② 各種団体の資源回収活動に対する支援を継続し、資源の再使用、再資源化を促進するとともに、リサイクル運動への参加機会の確保に努めます。
 - ③ ごみ処理機やコンポスト、ボカシなどの利用を推進し、ごみの減量化、再資源化を促進します。
- 省エネルギー、省資源の推進
 - ① 公共施設における省エネルギー型製品の積極的な導入を推進するほか、省エネルギーの大切さのPRを通じ、家庭や企業におけるこれらの普及を促進します。
 - ② 太陽光発電など化石燃料を消費しないエネルギーの普及を促進するため、家庭や事業所における発電設備の導入などに対する支援制度の検討をします。

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の概要

(1)ごみと資源の区分

本町におけるごみと資源の区分を以下に示します。

表2-1 ごみと資源区分

区分		類型	備考
可燃ごみ		野菜くず、残飯、果物くず、茶がら、卵のから、紙くず、繊維くず、靴、洗剤や調味料等で汚れている容器、プラ製おもちゃ、紙おむつ、CD等	- 水分のあるものはよく水きりをする。 - 庭木の剪枝・切枝等は長さ3cm以下に細かく切る。 - 紙おむつの汚物は取り除く。 靴、カバンなどの金具は不燃ごみとして出す。 - 不燃物は、混入しない。
不燃ごみ (金物、ガラス、陶磁器・ガレキ)		ラジオ、扇風機、電気ポット、金物製バケツ、金属製おもちゃ、やかん、一斗缶、ワープロ、ストーブ、包丁、ランドセル、針金、鉄くず等	- スプレー缶・カセットボンベは使用後に穴を開けガス抜きをする。 - 刃物は新聞紙等で包んで出してください。 - 袋に入らないものは粗大ごみシールを貼る。
		陶磁器類(茶碗、湯飲み、皿等) ガレキ類(植木鉢、瓦、ブロック等)	陶磁器類・ガレキ類は肥料袋、米袋等の袋に入れて出す。
粗大ごみ (可燃性・不燃性)		指定袋に入らない可燃性・不燃性ごみ、タンス、イス、本棚、食器棚、下駄箱などの木製家具、じゅうたん、布団、ベッド、マットレス、電子レンジ、オープン、自転車等	- 同一品目を束ねて出す場合は、本人が1人で持てる程度に束ねる(30kg限度)。 150cm×80cm×60cm以下のもの - 木の枝は、直径10cm以内、長さ100cm以内にして出してください。 - 浴槽のうち、ホーロー製及びFRP製は収集しない。
資源ごみ	紙類	紙製容器(飲料用パック)	- 飲料用パックは洗浄、切り開き、乾かしてから出す。 - 内面にアルミ箔が貼ってあるものは出さない。
	プラスチック類	ペットボトル	- ペットボトルは洗浄し、キャップをはずす。ラベルは取らない。 - 食品用のものであること。
		その他プラスチック製容器包装 (プラマークの付いた容器包装品) 	- きれいに洗い、『その他プラスチック収集袋』に入れて出す。 - シール等は取り除く(取り除けないものは可燃ごみとして出す)。
		発泡スチロール・食品トレイ	- 発泡スチロール・食品トレイは洗浄し、大きなものは小さく砕く。 - 食品トレイは、水洗いをしてきれいにしてから出す。 - 汚れているもの出さない。
	缶類	スチール缶、アルミ缶	- 中を洗浄する。 - つぶさない。 - ラベルは取らない。 - アルミ缶のキャップは不燃ごみへ出す。 - 食品用容器包装であること。
	ビン類	無色(透明)ビン、茶色ビン、その他色ビン、再利用ビン(リターナブルビン)	- 中を洗浄し、キャップをはずす。 - キャップやフタは、金属製は不燃ごみ(金物類ごみ)、プラスチック製の可燃ごみ。 - 食品用容器包装であること。
	廃食用油	家庭用廃食油	- 廃食用油は、容器から指定回収容器へ直接入れる。 - マーガリン等の液状でない植物性油脂、バターやラード等の動物性油脂は、紙等に包み、燃えるごみとして出す。
特別ごみ		乾電池・蛍光灯 電球・水銀体温計	- 乾電池は、袋等から出して回収箱へ直接入れる。 - 蛍光灯・水銀体温計は袋から出して回収箱へ割らずに入れる。 - 割れた場合は、紙等に包んで出す。

資料: 産業環境課

(2)ごみ処理フロー

【生活系】

- ① 可燃ごみ
「ささゆりクリーンパーク(可燃ごみ処理施設)」で焼却処理。
- ② 不燃ごみ、粗大ごみ(可燃性・不燃性)
「ささゆりクリーンパーク(不燃物処理施設)」にて破碎処理。破碎処理の後、資源(鉄・アルミ)、可燃物、残渣に選別。陶磁器・ガレキ類は、県外一般廃棄物最終処分場にて埋立処分。
- ③ 資源ごみ
収集した資源物のうち、廃食用油以外全ては、中間処理業者から直接再資源化業者へ搬出。
廃食用油は、川辺町社会福祉協議会(ゆうゆう舎川辺)で貯留された後、再資源化業者へ搬出。
- ④ 特別ごみ
乾電池は、一旦貯蔵された後、再資源化業者へ搬出。蛍光灯・電球・水銀体温計は、ささゆりクリーンパークへ搬出。
- ⑤ 資源集団回収
PTA、子供会等による資源集団回収で、新聞紙、飲料用パック、ダンボール、リターナブルビン、雑誌、アルミ缶等を回収し、直接再資源化業者へ引き渡す。

【事業系】

- ① 可燃ごみ
「ささゆりクリーンパーク(可燃ごみ処理施設)」にて焼却処理。
- ② 不燃ごみ、粗大ごみ(可燃性・不燃性)
「ささゆりクリーンパーク(不燃物処理施設)」にて破碎処理。破碎処理後、資源(鉄・アルミ)、可燃物、残渣に選別。ただし、一部は再資源化業者へ直接搬出。
- ③ 資源ごみ
収集された資源物は、再資源化業者へ搬出。
- ④ 特別ごみ
蛍光灯・電球等は、ささゆりクリーンパークへ搬出。

本町におけるごみ処理フローを次に示します。

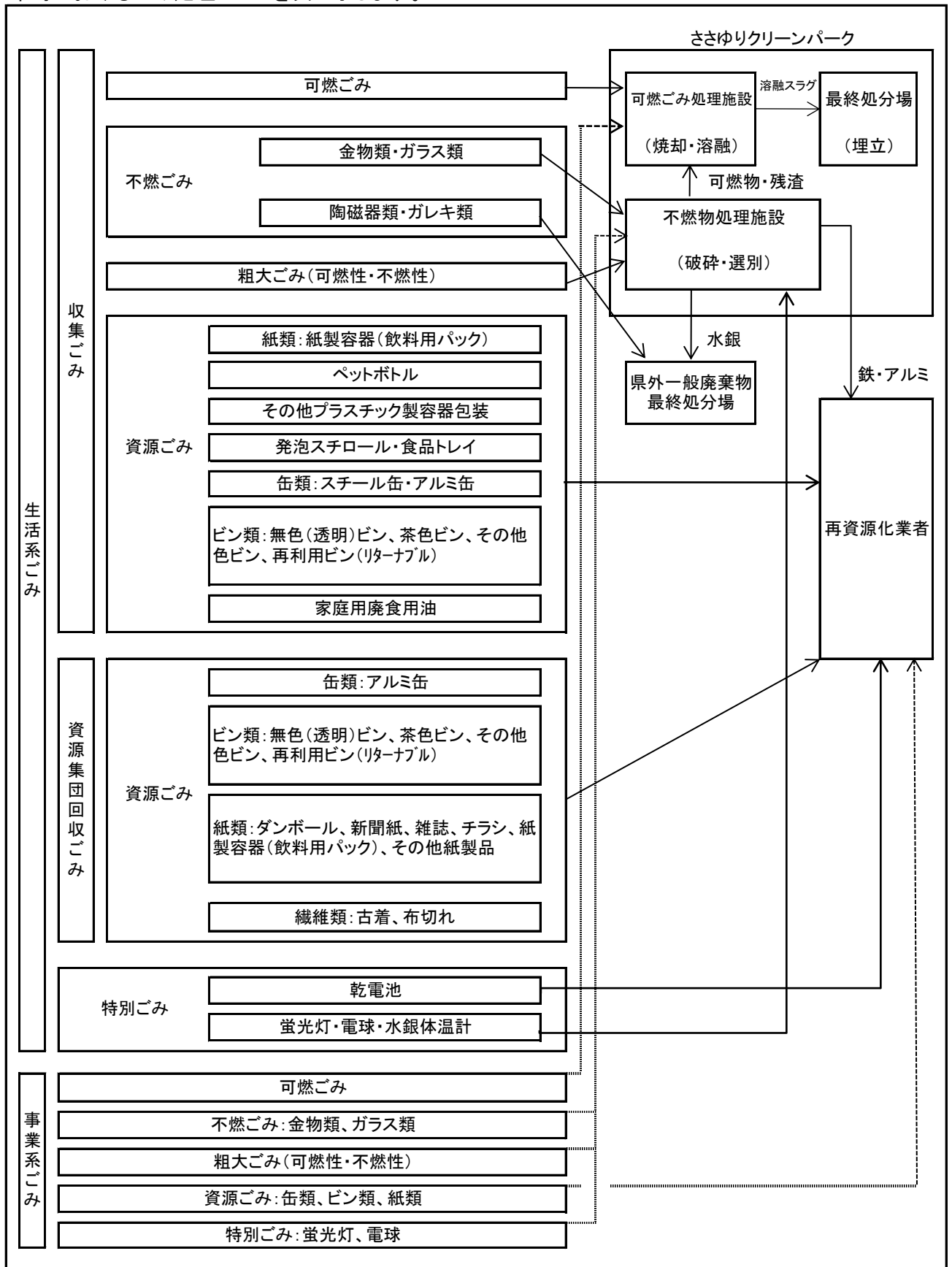


図2-1 処理フロー

2. ごみ排出量の実績及びその性状

(1)ごみ排出量の実績

① 生活系ごみの排出量

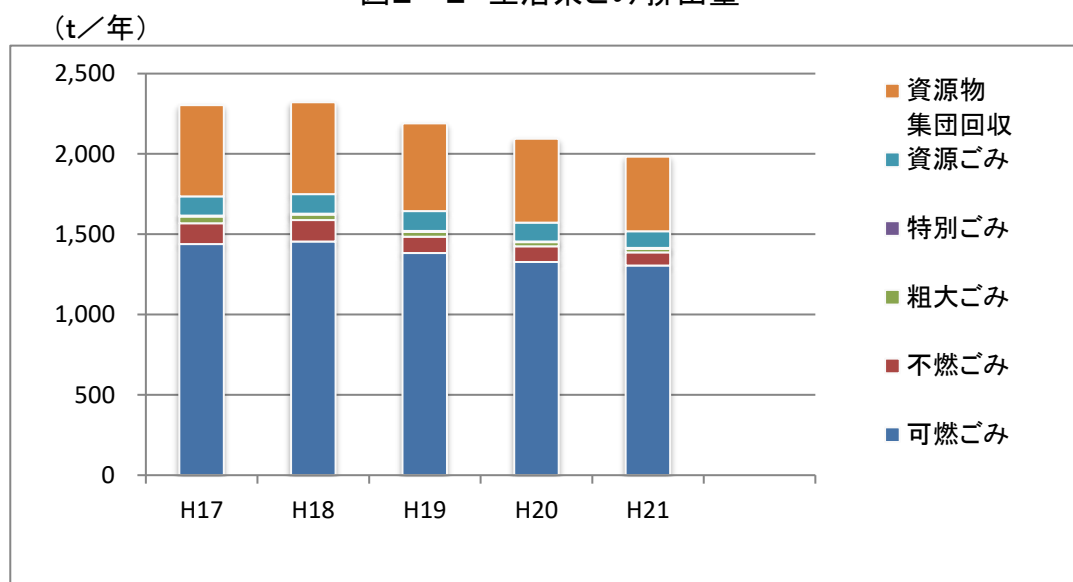
生活系ごみの排出量を以下に示します。本町における生活系ごみ量は、平成18年に前年より増加しましたが、平成19年以降は減少傾向にあります。原単位(1人1日当たりの排出量)についても、ごみ量とほぼ同様な傾向にあります。

表2-2 生活系ごみ排出量

単位:t/年

区分	ごみ・資源排出(生活系)							合計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	特別ごみ	資源ごみ	小計	資源物 集団回収	
H17	1,438	130	43	6	118	1,735	568	2,303
H18	1,455	133	35	5	121	1,749	572	2,321
H19	1,382	102	31	5	124	1,644	546	2,190
H20	1,328	96	26	5	118	1,573	522	2,095
H21	1,305	82	21	6	104	1,518	465	1,983

図2-2 生活系ごみ排出量



資料:産業環境課

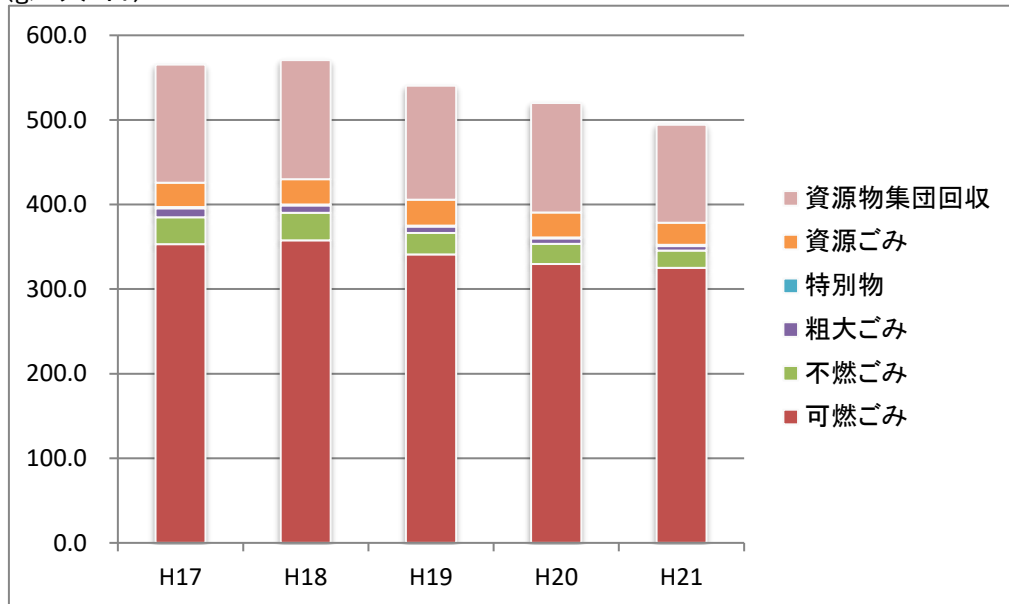
表2-3 生活系ごみ排出原単位

単位:g/人・日

区分	ごみ・資源排出(生活系)						合計	人口
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	特別物	資源ごみ	資源物集団回収		
H17	353.0	31.9	10.6	1.5	29.0	139.4	565.4	11,160
H18	357.6	32.7	8.6	1.2	29.7	140.6	570.4	11,146
H19	341.0	25.2	7.7	1.2	30.6	134.7	540.4	11,102
H20	329.7	23.8	6.5	1.2	29.3	129.6	520.1	11,035
H21	325.3	20.4	5.2	1.5	25.9	115.9	494.2	10,992

図2-3 生活系ごみ排出原単位

(g/人・日)



資料:産業環境課

②事業系ごみの排出量

事業系ごみの排出量を以下に示します。

本町における事業系ごみはほとんどが、可燃ごみです。排出量は、平成16年以降から減少傾向にあります。

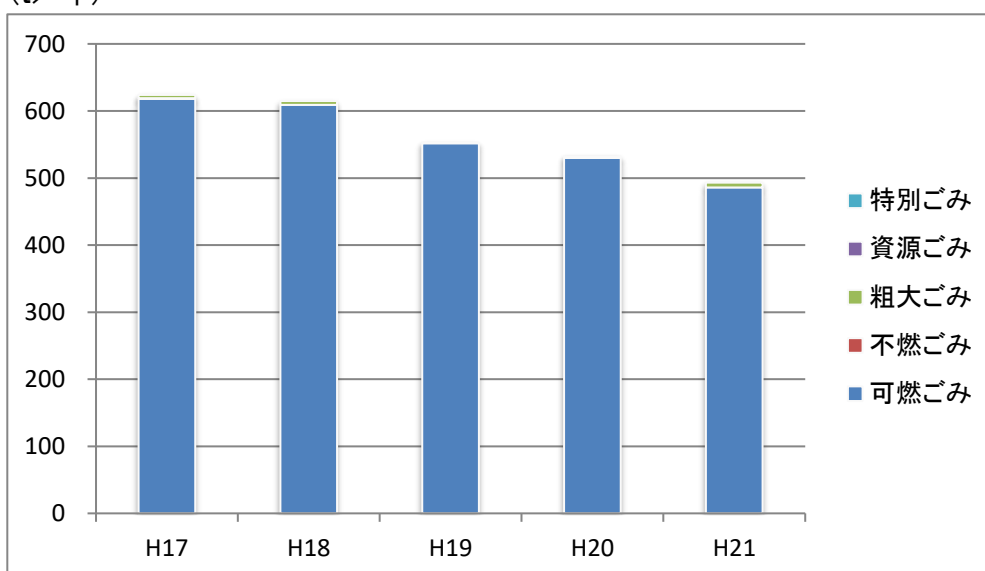
表2-4 事業系ごみ排出量

単位:t/年

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	特別ごみ	合計
H17	618	1	5	0	0	624
H18	609	0	6	0	0	615
H19	552	0	1	0	0	553
H20	530	0	2	0	0	532
H21	486	0	7	0	0	493

図2-4 事業系ごみ排出量

(t/年)



資料:産業環境課

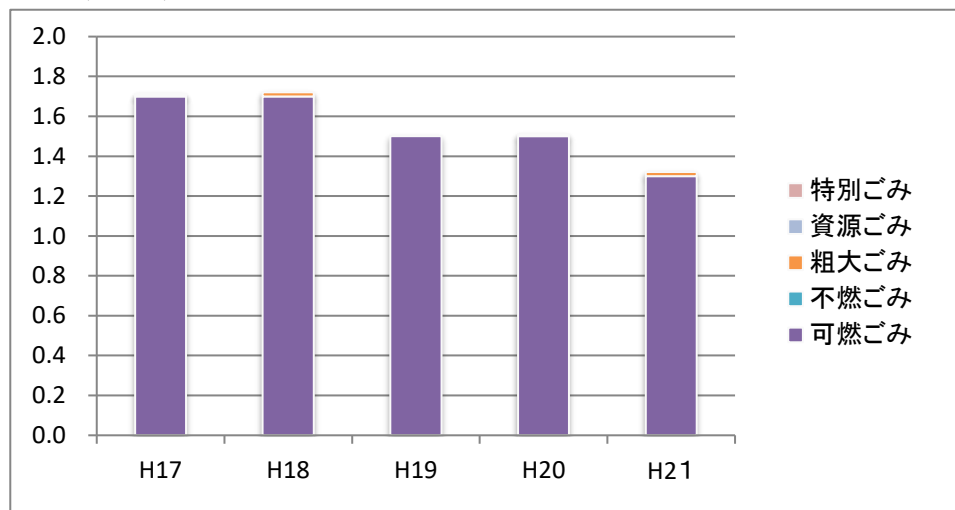
表2-5 事業系ごみ原単位

単位:t/日

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	特別ごみ	合計
H17	1.7	0.003	0.01	0.000	0.000	1.71
H18	1.7	0.000	0.02	0.000	0.000	1.72
H19	1.5	0.000	0.00	0.000	0.000	1.50
H20	1.5	0.000	0.01	0.000	0.000	1.51
H21	1.3	0.000	0.02	0.000	0.000	1.32

図2-5 事業系ごみ原単位

(t/日)



資料:産業環境課

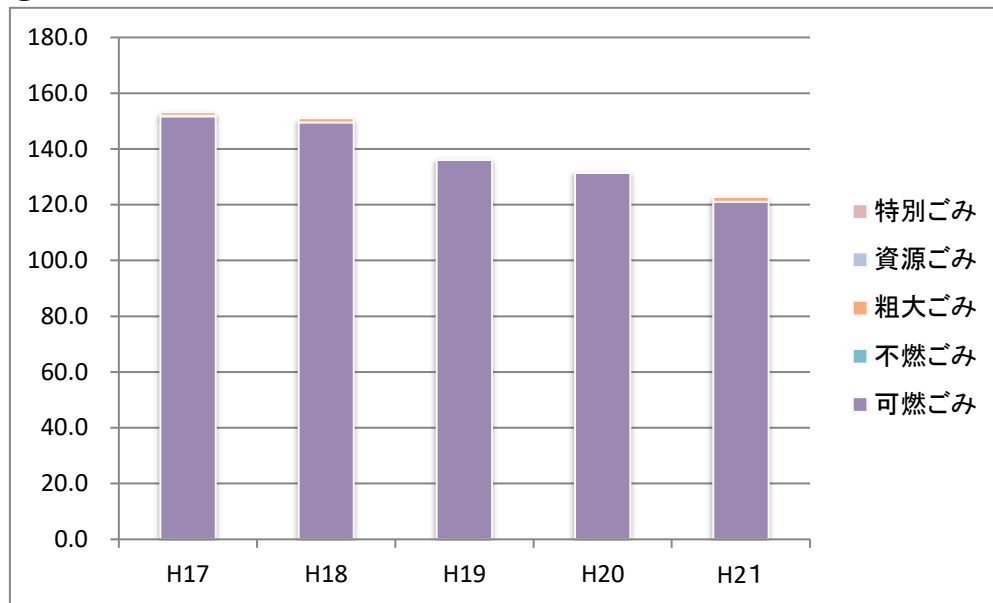
表2-6 事業系ごみ原単位(参考)

単位:g/人・日

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	特別ごみ	合計	人口
H17	151.7	0.2	1.2	0.0	0.0	153.1	11,160
H18	149.5	0.0	1.5	0.0	0.0	151.2	11,146
H19	136.1	0.0	0.2	0.0	0.0	136.5	11,102
H20	131.4	0.0	0.5	0.0	0.0	132.1	11,035
H21	121.1	0.0	1.7	0.0	0.0	122.9	10,992

図2-6 事業系ごみ原単位(参考)

(g/人・日)



資料:産業環境課

③本町全体のごみ排出量(生活系と事業系の比率)

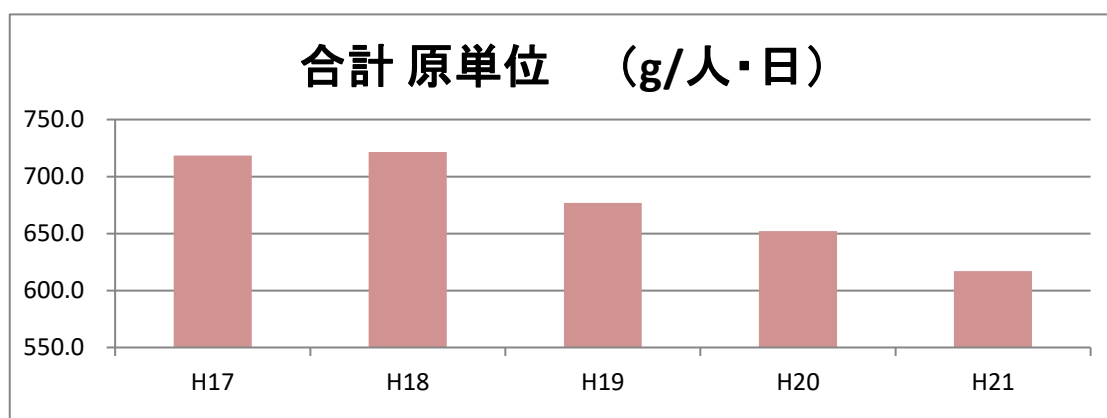
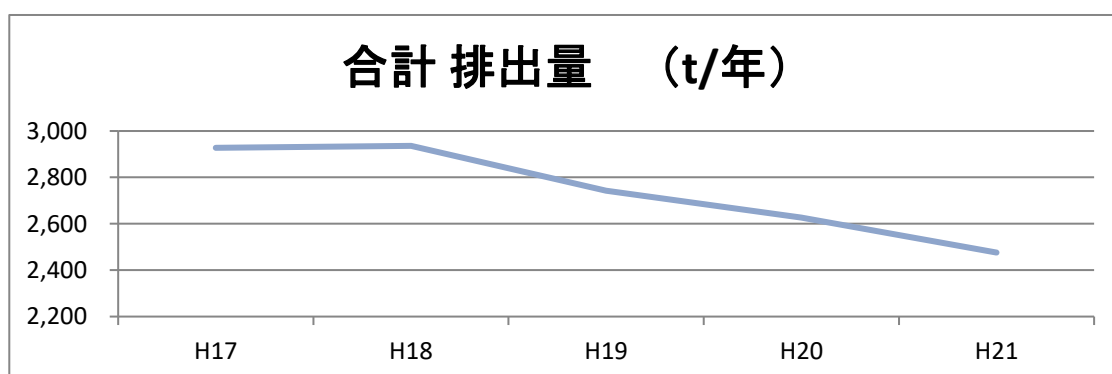
本町全体のごみ量を以下に示します。

本町における全体のごみ量は、平成18年までは、ほぼ横ばいでしたが、それ以降は減少傾向にあります。生活系ごみと事業系ごみの比率は、生活系ごみ量が全体の約8割となっています。

表2-7 町全体のごみ排出量と生活系・事業系の比率

区分	生活系			事業系			合計	
	排出量 (t/年)	原単位 (g/人・日)	比率 (%)	排出量 (t/年)	原単位 (g/人・日)	比率 (%)	排出量 (t/年)	原単位 (g/人・日)
H17	2,303	565.4	79	624	153.1	21	2,927	718.5
H18	2,321	570.4	79	615	151.2	21	2,936	721.6
H19	2,190	540.4	80	553	136.5	20	2,743	676.9
H20	2,095	520.1	80	532	132.1	20	2,627	652.2
H21	1,983	494.2	80	493	122.9	20	2,476	617.1

図2-7 町全体のごみ排出量と原単位



資料:産業環境課

④ごみ搬入量(生活系・事業系)

生活系及び事業系の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの処理施設への搬入量を以下に示します。

表2-8 生活系・事業系可燃ごみの搬入量

単位:t/年

区分	可燃ごみ搬入量		
	生活系	事業系	計
H17	1,438	618	2,056
H18	1,455	609	2,064
H19	1,382	552	1,934
H20	1,328	530	1,858
H21	1,305	486	1,791

表2-9 生活系・事業系不燃ごみの搬入量

単位:t/年

区分	不燃ごみ搬入量							
	生活系			事業系		合計		
	金物	ガラス	ガレキ	金物	ガラス	金物	ガラス	ガレキ
H17	76	23	31	0	1	76	24	31
H18	63	27	43	0	0	63	27	43
H19	53	23	26	0	0	53	23	26
H20	47	22	27	0	0	47	22	27
H21	28	25	29	0	0	28	25	29

表2-10 生活系・事業系粗大ごみの搬入量

単位:t/年

区分	粗大ごみ搬入量					
	生活系		事業系		合計	
	可燃性	不燃性	可燃性	不燃性	可燃性	不燃性
H17	13	30	4	1	17	31
H18	14	21	5	1	19	22
H19	15	16	1	0	16	16
H20	15	11	2	0	17	11
H21	14	7	7	0	21	7

資料:産業環境課

(2) 性状

ささゆりクリーンパークのピット内における、ごみ質調査区分及び3成分区分を以下に示します。

組成調査結果から、紙・布類が最も多く、次いでプラスチック類、ちゅう芥類となっています。また、ごみ発熱量は、平成17年度以降は2,000kcal/kg以下で推移しています。

なお、ピット内のごみは、川辺町以外の2市6町1村のごみも含んでいます。

表2-11 組成調査結果

年度	紙・布類 (%)	プラスチック類 (%)	木・竹類 (%)	ちゅう芥類 (%)	不燃物 (%)	その他 (%)
H17	46.9	22.3	5.1	20.0	4.1	1.6
H18	47.7	22.4	3.6	19.9	4.7	1.7
H19	48.7	20.3	3.9	21.0	5.0	1.1
H20	51.9	21.6	3.5	17.0	5.4	0.6
H21	49.5	21.7	2.7	19.1	6.4	0.6

資料: ささゆりクリーンパーク

表2-12 成分区分

年度	生成分(%)			ごみ発熱量 (kcal/kg)
	水分	灰分	可燃分	
H17	47.59	11.97	40.44	1,983
H18	48.10	13.00	38.90	1,915
H19	47.87	13.24	38.89	1,863
H20	46.07	12.62	41.31	1,971
H21	48.09	13.39	38.52	1,838

資料: ささゆりクリーンパーク

3. ごみの減量化・再利用の実績

(1) ごみの減量化・再利用の取組み

本町におけるごみの減量化・再利用の取組を以下に示します。

表2-13 ごみの減量化・再利用の取組

取 組 内 容	
◎ごみ処理手数料に関する施策	燃えるごみ収集袋(大):75円/枚、(小)45円/枚
	燃えないごみ収集袋:50円/枚
	資源ごみ収集袋:50円/枚
	その他プラスチック収集袋:30円/枚
	粗大ごみ処理券(シール):500円/枚
	陶器類・ガレキ類収集券(シール):無料
◎分別収集に関する施策	可燃ごみ 不燃ごみ:金属類・ガラス類、陶磁器類・ガレキ類 粗大ごみ:可燃性・不燃性 資源ごみ:紙類(飲料用パック)、プラスチック類(ペットボトル・その他プラスチック製容器包装・発泡スチロール・食品トレイ) 缶類:スチール缶・アルミ缶 ビン類:無色ビン・茶色ビン・その他色ビン・再利用ビン 廃食用油 特別ごみ:乾電池、蛍光灯・電球、水銀体温計
	エコステーションの開設(上川辺・中川辺地内)
◎資源集団回収に関する施策	資源集団回収活動に対する奨励金の交付(奨励金交付単価:5円/kg)
◎各種助成制度に関する施策	コンポスト容器方式:購入金額の1/2(限度額 3,000円)1世帯1基まで
	機械器具方式 :購入金額の1/2(限度額20,000円)1世帯1基まで
	密閉発酵容器方式:購入金額の1/2(限度額 1,000円)1世帯2基まで
◎その他	ボカシの販売(EM・ハーブ):100円/1袋
	レジ袋削減の取組に関する協定:10店舗ほか
	ごみ袋等の販売取扱店:24店舗
	クリーン古里づくりの会の活動支援(生ごみ減量の取組)

(2)ごみ減量化・再利用の実績

①資源化量

本町における資源は、生活系は分別収集と集団回収、事業系は分別収集となっています。

a)資源化量及びリサイクル率

資源化量及びリサイクル率を以下に示します。

資源化量は、分別収集が導入された平成15年に高まったものの、その後は若干ではありますが下がりつつあります。

※リサイクル率:ここでは、ごみ排出量に対するリサイクル量の割合を示すものです。

表2-14 リサイクル率

単位:t/年

区分	ごみ排出量	資源物				リサイクル率
		生活系	事業系	中間処理後 再生利用量	計	(%)
H17	2,927	686	0	262	948.0	32.4
H18	2,936	693	0	224	917.0	31.2
H19	2,743	670	0	197	867.0	31.6
H20	2,627	640	0	193	833.0	31.7
H21	2,476	569	0	165	734.0	29.6

資料:産業環境課

$$\text{【リサイクル率(\%)】} = \frac{\text{【資源化量(生活系+事業系)+中間処理後再生利用量】}}{\text{【ごみ排出量】}} \times 100$$

②分別収集

分別品目を設定し、分別収集を全町的に取り組んでいます。
分別収集における資源化量を以下に示します。

a) 缶(スチール・アルミ)回収量

本庁における、缶の回収量を以下に示します。
平成18年以降は、減少傾向にあります。

表2-15 缶回収量

単位:t/年

区分	缶
H17	20
H18	15
H19	13
H20	12
H21	9

資料:産業環境課

b) ペットボトル(無色、有色、その他)回収量

本町における、ペットボトルの回収量を以下に示します。
分別収集でのペットボトル回収量は、平成16年から19年まで増加傾向にありましたが、20年以降はほぼ横ばいです。

表2-16 ペットボトル回収量

単位:t/年

区分	ペットボトル
H17	17
H18	18
H19	23
H20	21
H21	20

資料:産業環境課

C) 発泡スチロール・食品トレイ回収量

本町における、発泡スチロール・食品トレイの回収量を以下に示します。
回収量は、横ばいです。

表2－17 発泡スチロール・食品トレイ回収量

単位:t/年

区分	発泡スチロール・食品トレイ
H17	1
H18	1
H19	1
H20	1
H21	1

資料:産業環境課

d) ガラスびん回収量

本町における、ガラスびんの回収量を以下に示します。
分別収集でのガラスびん回収量は、平成18年以降減少傾向にあります。

表2－18 ガラスびん回収量

単位:t/年

区分	ガラスびん
H17	58
H18	61
H19	58
H20	55
H21	49

資料:産業環境課

e) その他プラスチック(プラマーク表示)回収量

本町における、その他プラスチックの回収量を以下に示します。
平成15年に開始したその他プラスチックの回収量は、微増傾向にあります。

表2-19 その他プラスチック回収量

単位:t/年

区分	その他プラスチック
H17	22
H18	26
H19	29
H20	29
H21	31

資料:産業環境課

f) 廃食用油回収量

本町では、平成22年度から廃食用油の拠点回収を開始しました。

③資源集団回収

集団回収における団体数、奨励金額及び回収量を以下に示します。

本町では、平成5年から奨励金を交付しています。資源物の買取価格は有価物として安定し、資源回収業者に対して回収にかかる引渡し料金を支払うケースも現在はありません。

平成18年以降、奨励金交付額は交付対象品目全てにおいて5円/kgとなっています。

表2-20 団体数及び奨励金額

	団体数	奨励金(円)
H17	16	3,934,195
H18	16	2,860,712
H19	19	2,739,136
H20	28	2,611,170
H21	17	2,314,990

資料:産業環境課

表2-21 回 収 量

単位:t/年

区分	資源集団回収(PTA他)							
	ダンボール	新聞	雑誌	布類	紙パック	缶類	ビン類	計
H17	80.7	235.3	231.1	4.9	2.9	9.7	2.9	567.5
H18	80.7	202.1	267.9	4.8	2.9	9.5	3.6	571.5
H19	79.5	191.9	255.4	4.9	3.0	9.4	3.2	547.3
H20	78.1	214.2	209.9	4.8	2.7	9.0	3.0	521.7
H21	78.1	185.9	180.7	4.6	2.6	8.5	2.3	462.7

資料:産業環境課

④助成制度

本町では、生ごみのリサイクルと減量化を図るため補助金を交付します。
平成3年に生ごみ処理用コンポスト容器方式の購入に対し、助成制度をスタート(購入金額の40%:限度額3,000円)、平成10年には機械器具方式(購入金額の40%:限度額20,000円)、平成23年には密閉発酵容器方式(購入金額の50%:限度額1,000円)をそれぞれ追加。補助率は、平成23年度から全て50%とし限度額は据え置きとした。

表2-22 助成制度補助金

区分	コンポスト方式(基)	生ごみ処理機方式(基)	補助金計(円)
H17	2	14	279,090
H18	1	14	271,940
H19	8	11	219,610
H20	10	12	253,700
H21	8	6	137,190

資料:産業環境課

⑥特別ごみ

特別ごみの排出量を以下に示します。
本町では、特別ごみとして、使用済み乾電池、蛍光灯の収集を行っています。

表2-23 生活系特別ごみ排出量
単位:t/年

区分	特別ごみ	
	乾電池	蛍光灯
H17	4	2
H18	3	2
H19	3	2
H20	3	2
H21	4	2

資料:産業環境課

表2-24 事業系特別ごみ排出量
単位:t/年

区分	特別ごみ
	蛍光灯
H17	0
H18	0
H19	0
H20	0
H21	0

資料:産業環境課

3. ごみ処理の実績

(1) 収集運搬

① 収集運搬の状況

収集区分を大別すると、『可燃ごみ』『不燃ごみ』『粗大ごみ』『資源物』『特別ごみ』となります。
収集形態は、大部分が委託となっています。また、収集方法は、ステーション又は拠点回収方式となります。

本町における、収集運搬の状況を以下に示します。

表2-25 収集運搬の状況

区分		収集形態	収集回数	収集方法	収集容器等
可燃ごみ		委託	週2回	燃えるごみステーション	町指定袋
不燃ごみ	金物類・ガラス類	委託	隔月1回 偶数月：ガラス類 奇数月：金属類	燃えないごみステーション	町指定袋
	陶磁器類・ガレキ類		3ヶ月に1回		米袋・肥料袋・ダンボール
粗大ごみ (可燃性・不燃性)		委託	月1回	燃えないごみステーション	町指定シール
資源ごみ	ビン類	委託	隔月1回 偶数月：食用ビン 奇数月：食用缶	燃えないごみステーション	町指定袋
	缶類				
	ペットボトル		毎月第2第4の水曜日・木曜日	拠点回収	ボックス
	その他プラスチック製容器包装		月2回	燃えないごみステーション	町指定袋
	発泡スチロール・食品トレイ		年3回	拠点回収	ボックス
	廃食用油		随時	拠点回収	専用容器
	紙製容器(飲料用パック)		随時	拠点回収	ボックス
特別ごみ	乾電池	委託	随時	拠点回収	ボックス
	蛍光灯・電球・水銀体温計		毎月第2の水曜日・木曜日	拠点回収	ボックス

エコステーションの開設

飲料用パック、乾電池、発泡スチロール・食品トレイ、ペットボトル、蛍光灯については、上記の回収と別にエコステーション(上川辺・中川辺地内)を開設しています。【委託】

※毎週日曜日から金曜日(毎週土曜日、国民の祝日、年末年始、お盆)は休み
※回収時間：午前9時から午後5時まで

資料：産業環境課

②処理手数料

a)生活系ごみ

本町における生活系ごみの処理手数料を以下に示します。

表2－26 生活系ごみ処理手数料

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物(缶・ビン)
収集容器	指定袋	指定袋	指定袋
処理手数料	(大)75円／枚 55cm×87cm×0.025mm (小)45円／枚 45cm×65cm×0.025mm	50円／枚 65cm×95cm×0.06mm	50円／枚 55cm×87cm×0.045mm
区分	その他プラスチック製容器包装	粗大ごみ(可燃性・不燃性)	陶磁器類・ガレキ類
収集容器	指定袋	指定シール	指定シール
処理手数料	30円／枚 55cm×87cm×0.025mm	500円／枚	無料

資料：産業環境課

b) ささゆりクリーンパーク不燃ごみ処理施設

不燃ごみ処理施設の施設概要を以下に示します。

表2－28 不燃ごみ処理施設の概要

名称	ささゆりクリーンパーク (可茂衛生施設利用組合) 不燃物処理施設
所在地	岐阜県可児市塩河839番地
敷地面積	25,789m ²
建築面積	24,595m ²
延床面積	7,989m ²
供用開始年月	平成11年4月
施設の主な内容	資源ごみの選別施設
処理内容	破碎形式 油圧式二軸低速回転破碎机及び 高速回転破碎机併用型 32t/5h (不燃粗大21t/5h 可燃粗大11t/5h) 分別方式(4種分別) ビンライン 手選別方式(17t/5h) カンライン 機械式(17t/5h) 全処理能力 66t/5h
処理対象物	金物類、ガラス類、粗大ごみ

資料: ささゆりクリーンパーク

②焼却処理量

本町搬入分についての焼却処理量を以下に示します。平成18年度までは増加傾向にありましたが、それ以降は、減少傾向にあります。

※可燃残渣・・・不燃ごみ等から排出された可燃ごみ

表2-29 焼却処理量

単位:t/年

区分	可燃ごみ	可燃残渣	焼却処理量
H17	2,056	32	2,088
H18	2,064	33	2,097
H19	1,934	27	1,961
H20	1,858	26	1,884
H21	1,791	25	1,816

資料:産業環境課

③破碎・選別処理量

本町搬入分についての破碎・選別処理量を以下に示します。破碎・選別処理量は減少傾向にあります。

表2-30 破碎・選別処理量

単位:t/年

区分	可燃粗大	不燃粗大	不燃金物	不燃ガラス	資源缶	資源ビン	蛍光管	合計
H17	17	31	76	24	20	58	2	228
H18	22	27	64	28	15	62	2	220
H19	18	20	55	23	13	58	2	189
H20	17	12	49	22	12	55	2	169
H21	21	8	30	25	9	50	2	145

資料:ささゆりクリーンパーク

③本町搬入量の割合

構成市町村全体に対する本町の搬入量の割合を以下に示します。平成18年度までは増加傾向にありましたが、その後、減少傾向にあります。ささゆり全体の搬入量に対して本町の割合は若干の減少傾向にあります。

表2-31 搬入量及び全体に対する割合

単位:t/年

区分	川辺町	ささゆり全体	割合(%)
H17	2,284	57,898	3.9
H18	2,301	58,704	3.9
H19	2,136	57,814	3.7
H20	2,040	56,220	3.6
H21	1,942	53,811	3.6

資料:ささゆりクリーンパーク

(3)最終処分

①最終処分場の概要

ささゆりクリーンパーク不燃ごみ処理施設にて、残渣として選別されたものはささゆりクリーンパーク最終処分場にて埋立て処分します。

最終処分場の概要を以下に示します。

表2－32 最終処分場の概要

名 称	ささゆりクリーンパーク (可茂衛生施設利用組合)
所在地	岐阜県可児市塩河839番地
敷地面積	25, 789㎡
埋立面積	6, 200㎡
埋立容量	21, 000㎥
処理対象物	溶融スラグ
供用開始年月	平成11年4月
備 考	クローズ方式

ささゆりクリーンパーク最終処分場に降った雨水は、施設内で再利用しています。焼却炉に噴霧して、蒸気処理する「クローズ方式」によって、施設から河川には放流していません。

②埋立量

ささゆりクリーンパーク最終処分場における埋立量の実績を以下に示します。

表2－33 埋立量

単位:t/年

年度	ささゆりクリーンパーク(全体)	川辺町
H17	1,066	41
H18	934	36
H19	1,108	40
H20	1,101	39
H21	1,012	36

資料:ささゆりクリーンパーク

5. ごみ処理の体制

(1)ごみ処理体制

本町におけるごみ処理体制を以下に示します。

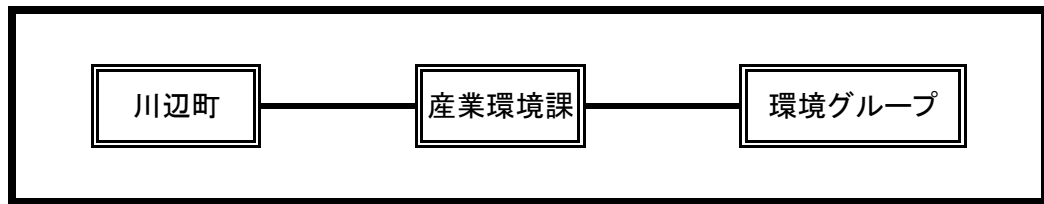


図2-9 ごみ処理体制

本町のごみ処理に関する事項は、産業環境課の事務分掌となります。

【産業環境課環境グループの事務分掌(抜粋)】

- ①リサイクルの推進に関すること。
- ②環境保全、調査・指導に関すること。
- ③廃棄物に関すること。

また、中間処理(焼却、破碎、選別)と最終処分(陶磁器類は除く)については、可茂衛生施設利用組合にて行っています。

【可茂衛生施設利用組合】

美濃加茂市、可児市、御嵩町、坂祝町、富加町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、川辺町の2市8町村で構成・運用されています。

6. 関係市町村の動向

可茂地域は、岐阜県の中南部から東部に位置し、南部は愛知県との県境に接する可児市から北東部は美濃高原に位置する東白川村までの2市8町村の広い県域をもち、多様な産業構造、自然環境を併せ持った地域である。そのため、ごみの排出状況、傾向も市町村によって異なる面も多いが、近年地域全体でのごみの排出量は、家庭系、事業系とともに減少傾向にある。こうした中、今日までごみの分別徹底・資源回収の推進などにより、ごみの排出抑制、減量化、リサイクル対策を図っています。

可茂衛生施設利用組合においては、平成3年度に一般廃棄物最終処分場を計画し、平成11年4月には新ごみ処理施設を一体化した公園「ささゆりクリーンパーク」を可児市内に整備し、操業を行っています。

平成9年1月に厚生省より示された「ごみ処理に係るダイオキシン類の発生防止等ガイドライン」及び、「ごみ処理の広域化計画」により、岐阜県においても平成11年3月に「岐阜県ごみ処理広域化計画」が策定されており、その中で現在組合を構成している市町村は「可茂ブロック」に位置付けられています。このため、今後も広域県内でごみ処理体制の構築及び推進に関して検討していく必要があります。

以下に岐阜県内における、可茂ブロックの位置を示します。

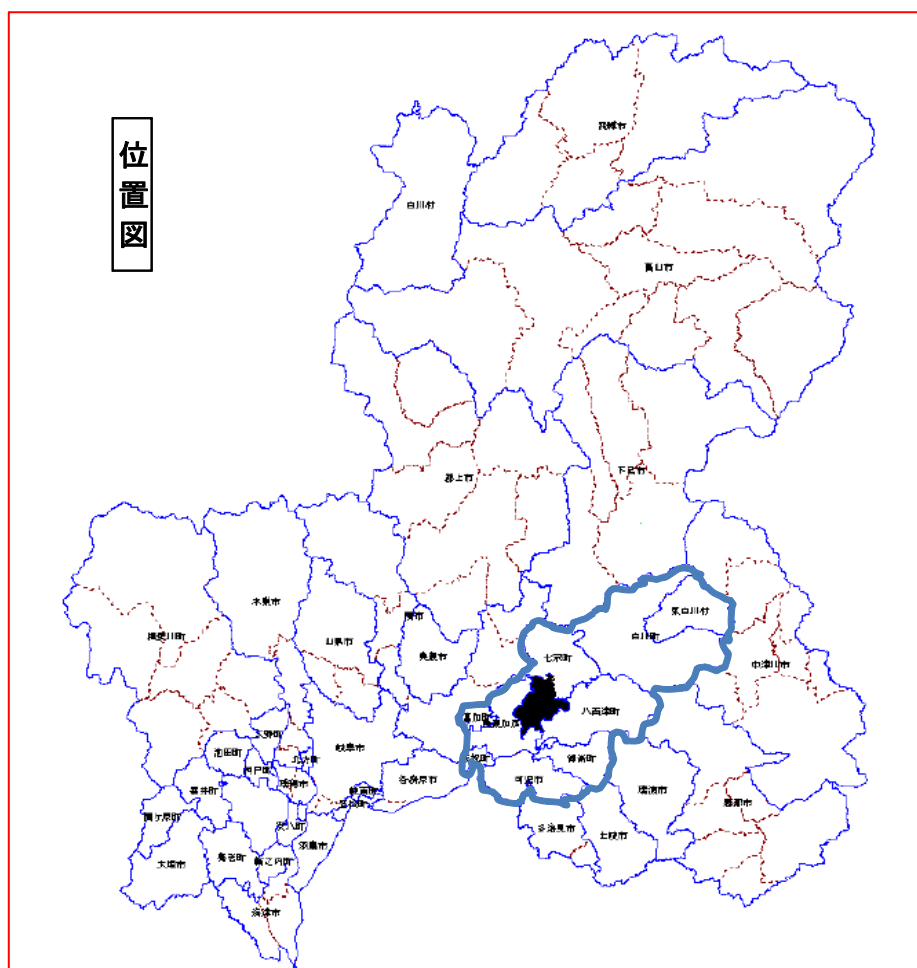


図2-10 可茂ブロックの位置

7. 関係法令等

私たちは、石油や石炭など化石燃料を大量に消費することで、現在の豊かな生活を築き、便利な暮らしを手に入れましたが、一方で、資源の枯渇や二酸化炭素などの温室効果ガスの大量排出による地球温暖化問題が起きています。また、オゾン層の破壊、酸性雨、大気汚染、海洋汚染などの地球規模の環境問題やごみ問題の深刻化が進んでいます。こうした地球環境問題や、ごみ問題、天然資源の枯渇といった問題を克服するために、これまでの経済社会システムから脱却し、環境負荷の少ない持続可能な社会を実現することが求められています。国は環境元年といわれた平成12年に廃棄物・リサイクル関連法案の基本法となる「循環型社会形成推進基本法」を制定し、基本的な枠組みを定めました。さらに、「資源有効利用促進法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「グリーン購入法」などのリサイクル関連の法律を順次整備しました。これまでの取り組みは、リサイクル及び適正処理に関するものでしたが、「循環型社会形成推進基本法」以後、①発生抑制(リデュース)、②再使用(リユース)、③再資源化(リサイクル)、④熱回収、⑤適正回収といった「3R」を軸とした施策に優先順位付けを行い、循環型社会形成の推進を目指しています。

次項に循環型社会形成推進基本法及び関連する諸立法について、体系の概要を示します。

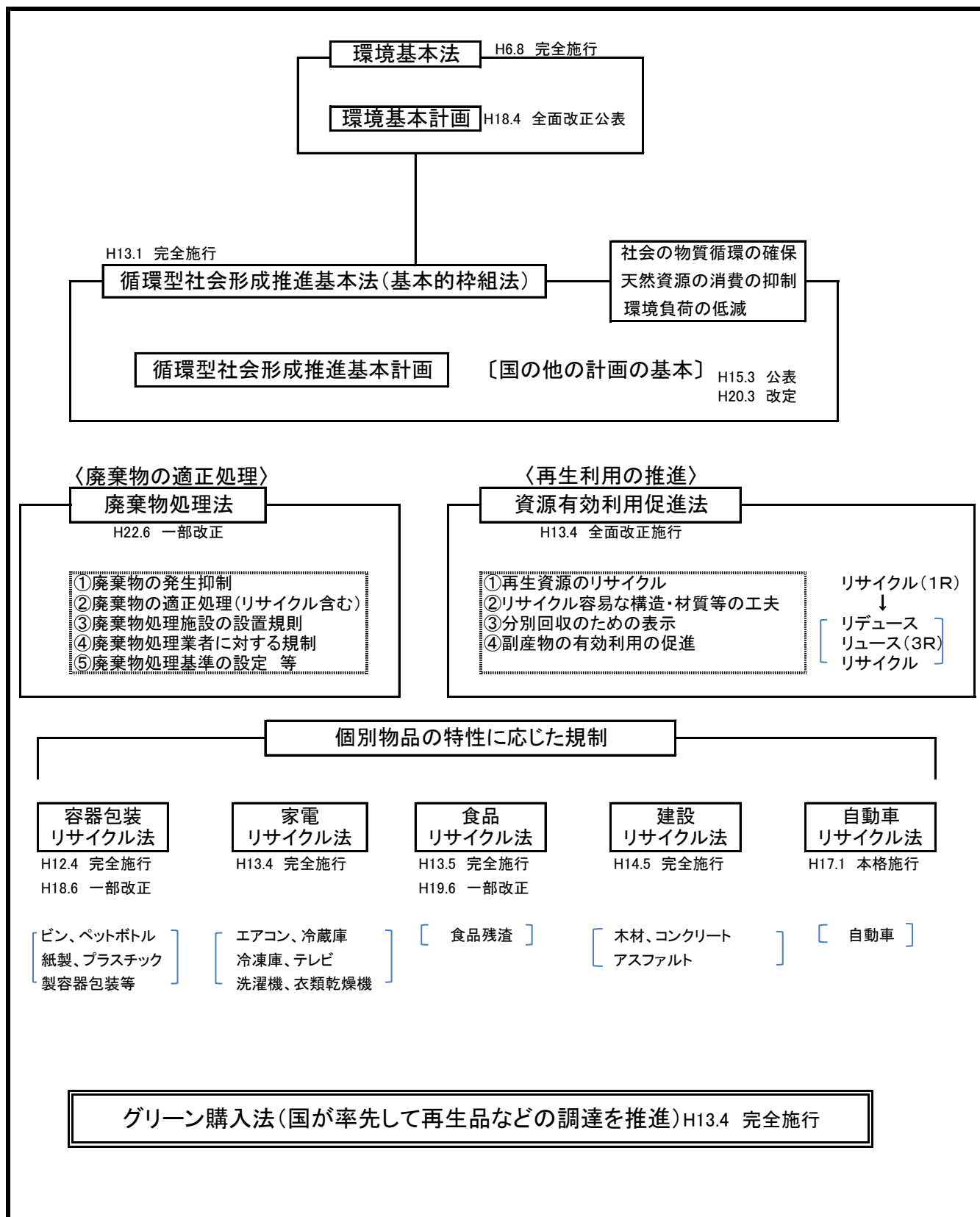


図2-11 循環型社会の形成の推進のための施策体系

(1) 廃棄物処理法

正 式 名 称 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
施 行 : 昭和45年12月(昭和45年12月交付)
目 的 : 廃棄物の排出抑制、適正な処理(運搬、処分、再生など)、生活環境の清掃保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

(2) 容器包装リサイクル法

正 式 名 称 : 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
施 行 : 平成12年4月(平成9年4月本格施行)
平成18年12月(改正容リ法施行)
目 的 : 容器包装廃棄物の再商品化を促進するための措置を講ずることにより、一般廃棄物の減量・再生資源の利用を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全や国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

(3) 循環型社会基本法

正 式 名 称 : 循環型社会形成推進基本法
施 行 : 平成13年1月(平成12年6月公布)
目 的 : 環境基本法(平成5年法律第91号)の基本理念にのっとり循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項をさだめることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

(4) 家電リサイクル法

正 式 名 称 : 特定家庭用機器再商品化法
施 行 : 平成13年4月(平成10年6月公布)
目 的 : 小売業者、製造業者等による家電製品等の廃棄物の収集、再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の促進を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

(5) グリーン購入法

正 式 名 称 : 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
施 行 : 平成13年4月(平成12年5月公布)
目 的 : 国、独立行政法人等及び地方公共団体による環境物品などの調達の推進、環境物品等に関する情報の提供、その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的としています。

(6) 資源有効利用促進法

正 式 名 称 : 資源の有効な利用の促進に関する法律
施 行 : 平成13年4月(平成12年6月公布、平成3年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」を一部改正)
目 的 : 我が国が持続的に発展していくためには、環境制約・資源制約が大きな課題となっており、大量生産、大量廃棄型の経済システムから、循環型経済システムに移行しなければなりません。この法律は、下記の対策を新たに行うことにより、循環型経済システムの構築を目指しています。

- ① 事業者による製品の回収・再利用の実施などリサイクル対策の強化
- ② 製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制(リデュース)
- ③ 回収した製品からの部品などの再使用(リユース)

(7)食品リサイクル法

正 式 名 称 : 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
施 行 : 平成13年5月(平成12年6月公布)
目 的 : 食品関連事業者などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的としています。

(8)建設リサイクル法

正 式 名 称 : 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
施 行 : 平成14年5月(平成12年5公布)
目 的 : 建設物などの解体工事などに伴って排出されるコンクリート廃材、アスファルト廃材、廃木材の分別及びリサイクルを促進することを目的としています。

(9)自動車リサイクル法

正 式 名 称 : 使用済自動車の再資源化等に関する法律
施 行 : 平成17年1月(平成14年7月公布)
目 的 : 自動車所有者、使用済自動車の引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者、自動車メーカー、輸入業者などの役割分担を明確にし、使用済自動車のリサイクル、適正処理を図ることを目的としています。

第2章 問題点・課題

1. 排出抑制・資源化

- ① ごみの排出抑制、資源化を推進するためには、家庭ごみ原単位（1人1日当たりの排出量）に着目した取り組みが重要と言えます。平成17年度の平均家庭ごみ原単位が565.4グラムに対し、平成21年度の原単位は494.2グラムで、ここ5年間では年々減少傾向にあります。（表2-3参照）
引き続き、ごみの分別化を促進し、排出抑制及び資源化を図ります。また、ごみの減量やリサイクルの重要性を認識するため、『環境教育』などのソフトな施策を検討する必要があります。
- ② 事業系ごみの排出量は町全体の排出量に対し約20%の割合を占めています。これを踏まえ、生活系ごみだけではなく、事業系ごみへの施策も検討していく必要があります。
- ③ 現状のごみ組成が把握できていないことから、今後の有効な施策を検討するため、組成調査を行い、本町におけるごみ組成の現状を把握する必要があります。
- ④ 本町では、資源ごみ（缶類、ビン類、その他プラスチック製容器包装）収集を実施しています。また、拠点回収では、飲料用パック、乾電池、食品トレイ、発泡スチロール、ペットボトル、蛍光灯、廃食用油を、資源集団回収奨励事業では、紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、チラシ、牛乳パック、その他紙類、）、繊維類（古着、布切れ）、金属類（アルミ缶）、ビン類（一升ビン、ビールビン、その他ビン製品）を回収しています。なお、容器包装リサイクル法の対象品目であるプラスチック製容器包装（その他プラ）の分別意識の向上を図る必要があります。

2. 収集運搬

- ① ごみの提出場所の統合及び収集回数等について、検討を行う必要があります。
- ② ごみの拠点回収のあり方について、検討を行う必要があります。
- ③ ごみ提出場所の管理のあり方について、検討を行う必要があります。
- ④ 燃えるごみの収集時間帯について、検討を行う必要があります。

3. 中間処理・最終処分

- ① 中間処理、最終処分は可茂衛生施設利用組合において、構成市町村と共同で処理を行っています。処理施設への負荷軽減、延命化を図るため、より一層のごみ減量及び分別化を推進する必要があります。
- ② 可茂衛生施設利用組合以外で、処理等を行う場合にあっては、将来に向けて計画的に処分先等について検討する必要があります。

3. その他

- ① ごみ処理における減量、分別化を推進するため、自治会や学校での環境教育等により、環境保全に対する重要性をPRする必要があります。
- ② ごみの排出に関することは、町民、事業者、行政が一体となり協働で取り組む必要があります。

第3章 ごみ処理の計画

1. 基本方針

(1) 基本理念

人類は、現在に至るまで、便利で快適な生活を求めて高度に経済社会を発展させてきました。その結果、地球温暖化やエネルギー資源の枯渇など様々な地球環境の問題とともに、廃棄物の排出量の増大と質的な多様化など身近な地域環境の問題をもたらしました。こうした問題は、物質的な豊かさの追求に重きを置いてきた人々の価値観やライフスタイルに要因の多くがあると言っても過言ではありません。

地球環境や地域環境を健全な状態にして将来の世代に引き継ぐことにより人類が持続的に発展するためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した循環型社会に転換していく必要があります。それには、町民一人ひとりが、これまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、町民・事業者・行政の3者が各々の役割と協働を基に、それぞれの立場で環境に配慮した具体的な行動を起こすことが最も重要です。

本計画では、「ごみの排出抑制と循環型を実践するまち」を基本理念とし、本町の目指すべき環境像を実現していきます。

《基本理念》

ごみの排出抑制と循環型を実践するまち

(2) 基本方針

3R(リデュース[発生抑制]、リユース[再利用]、リサイクル[再生利用])を中心とする減量化・資源化に向けた循環型社会の実現に転換していくことが求められています。そのため、一般廃棄物処理基本計画の計画全体を貫く基本的な方針を以下のように定め推進していきます。

① ごみの排出抑制

ごみの発生量や埋立て処分量を削減するために、リデュース[発生抑制]、リユース[再利用]、リサイクル[再生利用]に努め、排出抑制を推進します。

② 町民・事業者・行政の役割分担

町民・事業者は、従来の協力から主体的に参加することが求められ、行政は、適正な処理者という従来の役割にとどまらず、3Rの推進者、コーディネーターとして発揮していきます。また、計画実現のためには、町民、事業者、行政の役割と責任を明確にするとともに、相互の情報を共有し、住民参加という共生により取り組みを推進します。

2. 計画目標年度

一般廃棄物処理基本計画は10年～15年の長期計画とされています。本計画の期間は平成23年度を含めた10年間とし、平成32年度を計画目標とします。なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変更があった場合には見直しを行います。

計画目標年度	平成32年度
--------	--------

3. ごみの発生量及び処理量の見込み

(1)人口

① 現状

平成23年の町内人口は、10,871人であります。平成10年の11,361人をピークに減少傾向にあります。

② 人口の予測値(国立社会保障・人口問題研究所の日本の市町村将来人口をベースに実績値補正したもの)

本町における人口予測値を以下に示します。

表2-34 人口予測

実績値(人)							
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
人口	11,160	11,146	11,102	11,035	10,979	10,940	10,871

予測値(人)							
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口	10,819	10,751	10,683	10,615	10,546	10,467	10,388
年度	H31	H32					
人口	10,308	10,229					

※可茂衛生施設利用組合経営計画

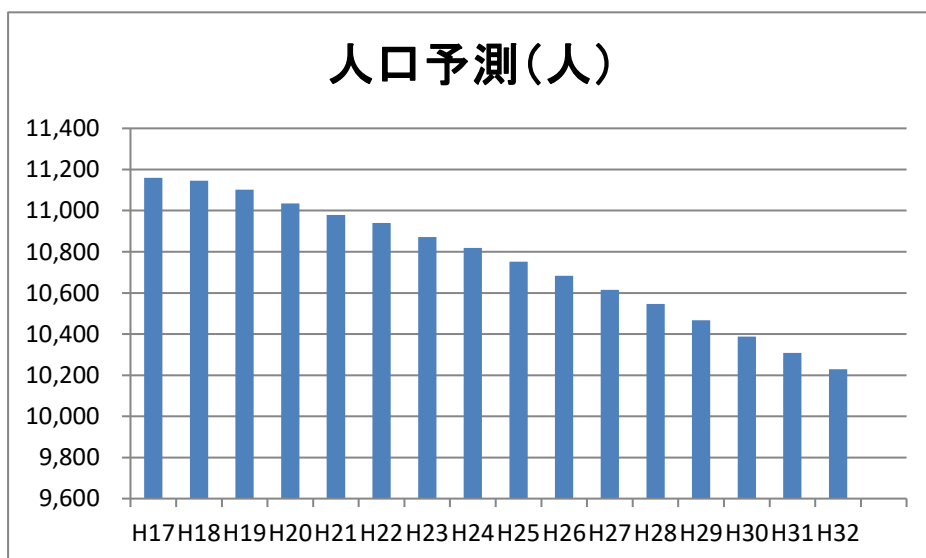


図2-12 人口予測

(2)ごみの排出量の予測

本町では、施策の実施や啓発活動を引き続き行い、ごみの減量化・資源化に取り組みます。それらを踏まえ、目標年次における予測値を本計画における目標値とします。

① ごみ排出量(生活系+事業系)の予測

ごみ排出量(生活系+事業系)について、平成21年度における実績値と、平成32年度(目標年度)における予測値を以下に示します。ごみ排出量(生活系+事業系)は270t/年程度減少しています。

表2-35 ごみ排出量(生活系+事業系)

区分	生活系(t/年)	事業系(t/年)	合計(t/年)
H21(現状)	1,983	493	2,476
H32(目標年次)	1,725	480	2,205

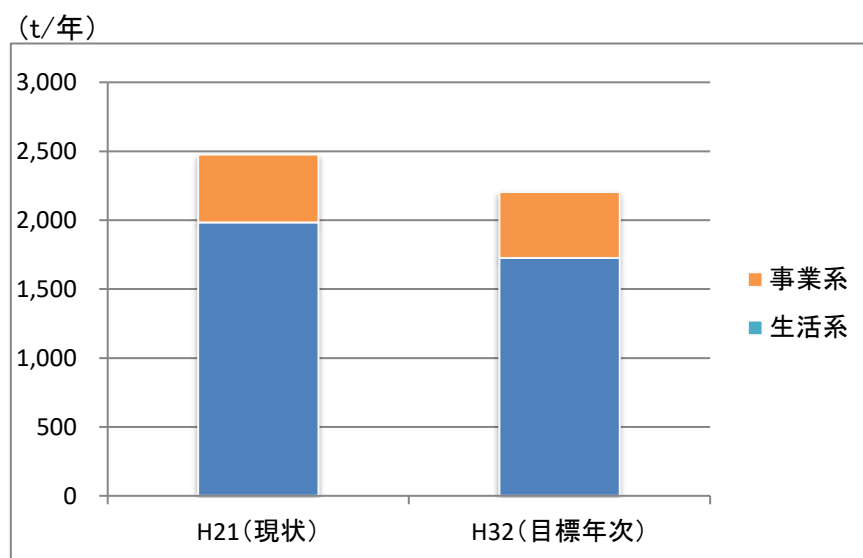


図2-13 ごみ排出量(生活系+事業系)

② 生活系ごみ排出量及び原単位の予測

生活系ごみ排出量及び原単位について、平成21年度における実績値と、平成32年度(目標年度)における予測値を次に示します。生活系ごみ排出量及び原単位とも減少しています。

表2-36 生活系ごみ排出量

単位:t/年

区分	ごみ・資源排出(生活系)						資源物 集団回収	合計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	特別ごみ	資源物	小計		
H21(現状)	1,305	82	21	6	104	1,518	465	1,983
H32(目標年次)	1,167	51	20	6	102	1,346	379	1,725

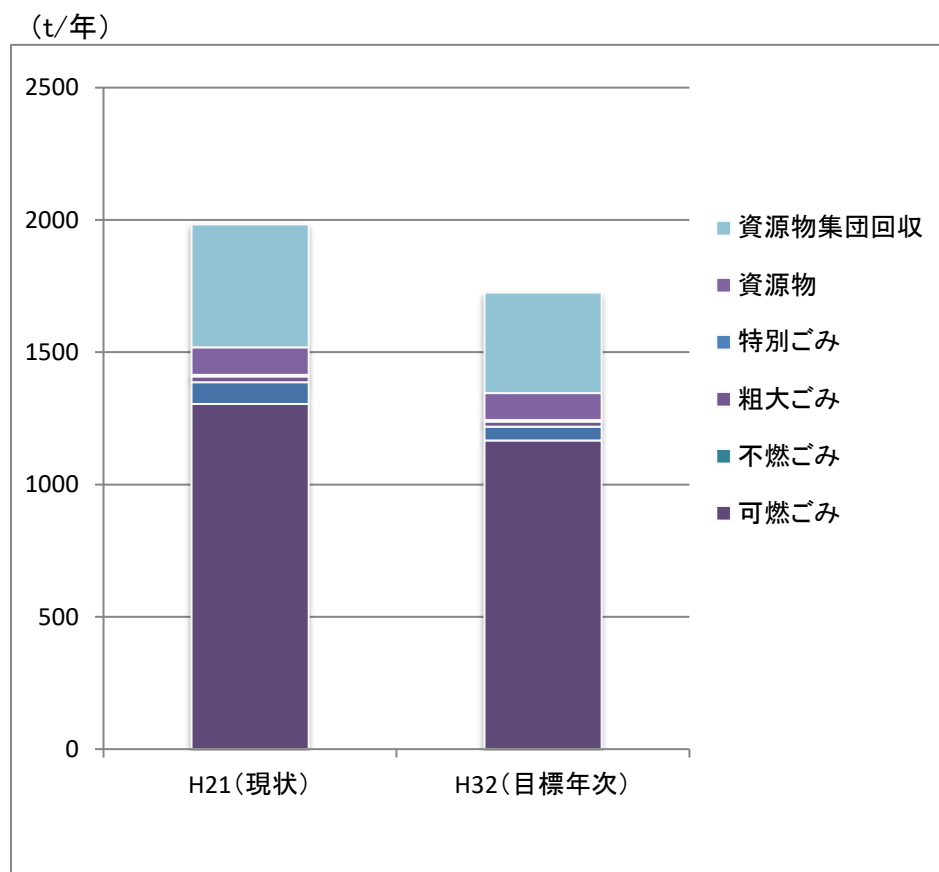


図2-14 生活系ごみ排出量及び原単位

表2-37 生活系ごみ原単位

区分	ごみ量(t/年)	人口(人)	原単位 (g/人・日)
H21(現状)	1,983	10,992	490
H32(目標年次)	1,725	10,229	460

※原単位は10g単位で丸めました。

③ 事業系ごみ排出量及び原単位の予測

事業系ごみ排出量及び原単位について、平成21年度における実績値と、平成32年度(目標年度)における予測値を次に示します。生活系ごみ排出量及び原単位とも減少しています。

表2-38 事業系ごみ排出量

区分	ごみ・資源排出(事業系)					合計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	特別ごみ	
H21(現状)	486	0	7	0	0	493
H32(目標年次)	474	0	6	0	0	480

単位:t/年

※排出量1t未満は0t表示

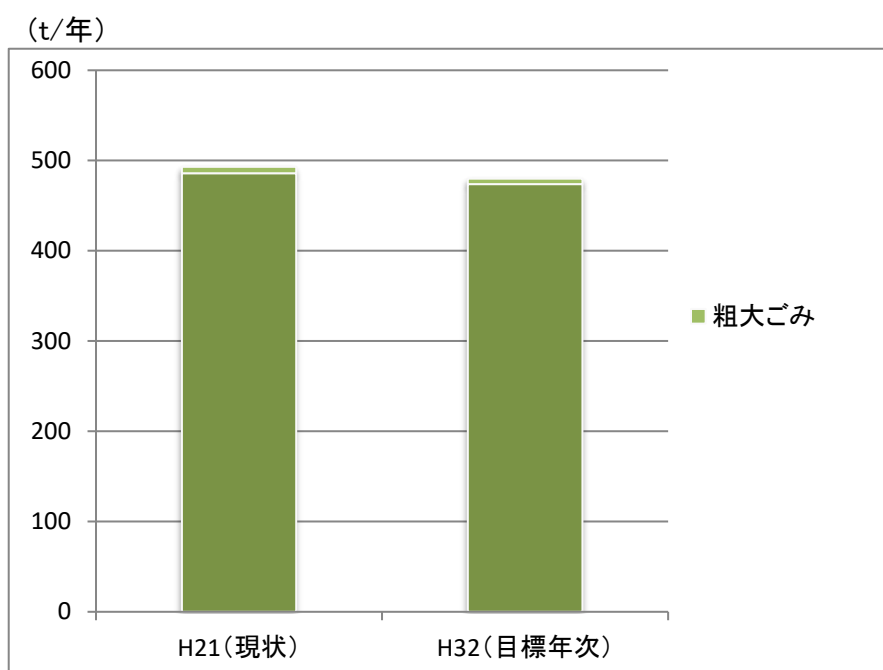


図2-15 事業系ごみ排出量

表2-39 事業系ごみ原単位

区分	ごみ量(t/年)	原単位(t/日)
H21(現状)	493	1.4
H32(目標年次)	480	1.3

(3)ごみ処理量の予測

① 焼却処理量

ささゆりクリーンパーク可燃ごみ処理施設における焼却処理量について、平成21年度の実績値と、平成32年度(目標年度)の予測値を以下に示します。

表2-40 焼却処理量	
区分	焼却処理量(t/年)
H21(現状)	1,822
H32(目標年次)	1,570

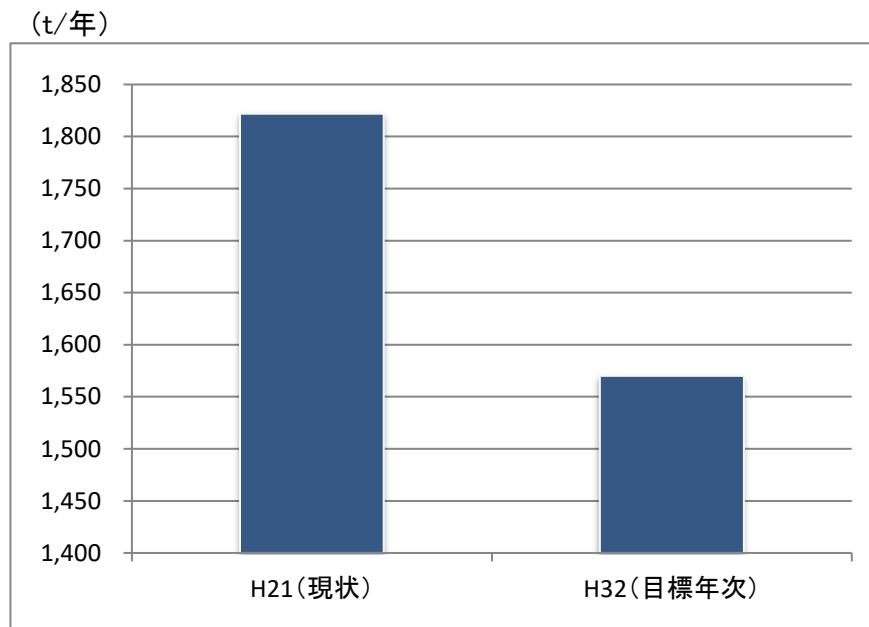


図2-16 焼却処理量

② 埋立量

ささゆりクリーンパーク最終処分場と陶磁器類及びガレキ類最終処分場(県外)における埋立量について、平成21年度の実績値と、平成32年度(目標年度)の予測値を以下に示します。

表2-41 埋立量

区分	ささゆり クリーンパーク (t/年)	県 外 (ガレキ) (t/年)	合 計 (t/年)
H21(現状)	65	29	94
H32(目標年次)	58	26	84

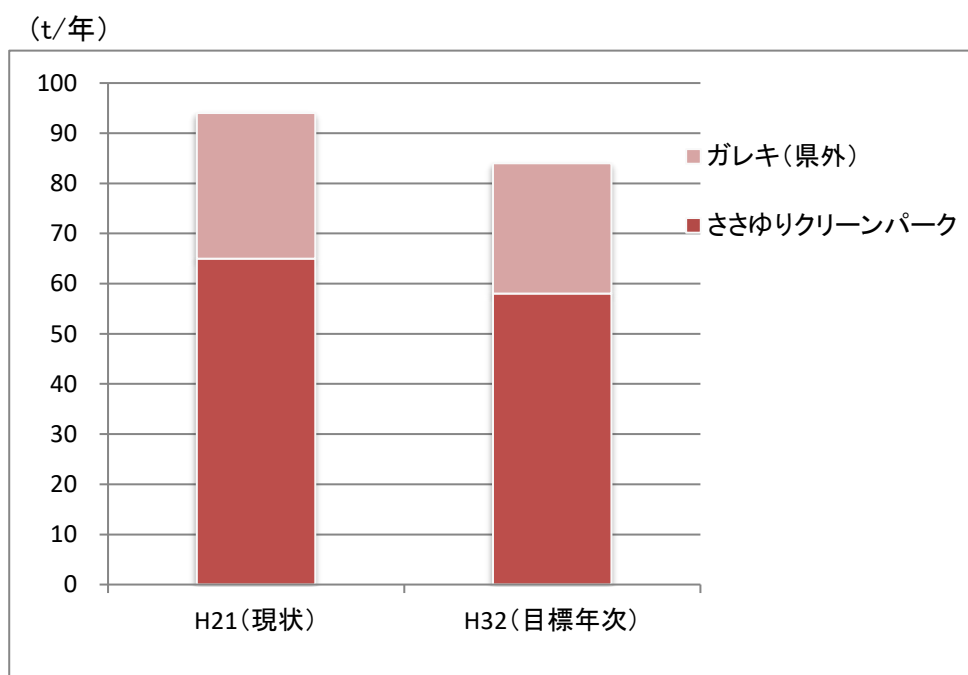


図2-17 埋立量

4. ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 家庭ごみの分別

- ① 資源化可能な紙類の分別
燃やせるごみのうち、資源化可能な紙類等(新聞・雑誌・段ボール・飲料用パック)は、各種団体が実施する資源集団回収へ排出し、再資源化に努めるよう周知します。
- ② その他プラスチック製容器包装の分別
その他プラスチック製容器包装は、「燃えるごみ」ではなく「再資源化ごみ」として、分別方法を周知し、ごみの排出抑制と再資源化に努めます。
- ③ 資源ごみの分別
資源ごみ(缶類、ビン類、発泡スチロール・食品トレイ、ペットボトル等)は、再資源化ごみとして、分別方法を周知し、ごみの排出抑制と再資源化に努めます。
- ④ エコステーションによる分別収集
飲料用パック、乾電池、食品トレイ・発泡スチロール、ペットボトル、蛍光灯について、再資源化ごみとしてエコステーションで分別収集を実施し、ごみの排出量抑制に努めます。

(2) レジ袋等容器包装減量の推進

- ① 川辺町レジ袋削減(有料化)の取組に関する協定
『川辺町レジ袋削減(有料化)の取組に関する協定』に基づく各取り組みにより、レジ袋辞退に対する意識向上を図ります。
- ② レジ袋有料化とマイバッグの推進
レジ袋の有料化により、NOレジ袋を啓発し『マイバッグ持参』を推進します。

(3) 生ごみの減量化

- ① 家庭での自主的資源化・減量化の促進の啓発
家庭用生ごみ処理機(コンポスト容器、機械式生ごみ処理機)等は、生ごみをたい肥化するなど家庭でできる資源化・減量化であり、排出抑制につながることから、広報紙等への掲載において、その普及に努めます。
- ② 水切りの徹底
生ごみ等の水切りを実践することにより、ごみの減量化及び収集業務における衛生面から、町民に対して水切りの徹底を働き掛けます。
- ③ 生ごみ処理機等の購入に対し補助
生ごみ減量及びたい肥化による有効利用を促進するため、生ごみ処理機等の購入に対して町が補助を行います。
- ④ ごみになるものを家庭に持ち込まない
ごみを減らすためには、ごみになるものを家庭に持ち込まないことが最も効果的な方法です。そのため、できる限り家庭に持ち込まないよう、日常生活に心がけ・行動することが求められます。

(4) 資源集団回収・店舗拠点回収の推進

- ① 資源集団回収の奨励事業
ごみの資源化を促進するため、資源集団回収実施団体に対して、奨励金を交付し、ごみの減量と効率的な回収に努めます。
- ② 資源集団回収に関する啓発
資源集団回収、ごみの減量化や資源化のみならず、子供たちへの環境教育、住民意識の向上にも繋がります。従って、住民の資源化意識の向上を図るため、資源集団回収に関する啓発を行います。
- ③ 店舗拠点回収の実施
商店と連携して、店頭における資源物の回収場所の拡大に努めます。

(5) 事業系ごみに対する減量化施策

- ① 多量排出事業者等への排出指導の強化
多量排出事業者に対して、排出状況確認又は排出指導を行うことにより、排出抑制に努めます。
- ② 事業者向けパンフレットの配布
事業系ごみの実態、排出抑制、資源化への取り組み方法等を事業者へ配布し、排出抑制・資源化を促進します。

5. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

本町における分別区分を以下に示します。

生活系は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、特別ごみに区分され、そのうち資源は、下表に示す16品目に区分されています。

事業系ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物に区分され、そのうち資源は下表に示す3品目に区分されています。

表2-42 分別区分

生活系の分別区分		事業系の分別区分
可燃ごみ		可燃ごみ
不燃ごみ	ガラス類	不燃ごみ
	金物類	資源物
	陶磁器・ガレキ類	
粗大ごみ	可燃性	
	不燃性	
資源ごみ	缶類	
	ビン類	
	ペットボトル	
	発泡スチロール・食品トレイ	
	紙製容器(飲料用パック)	
	その他プラスチック製容器包装	
	家庭用廃食用油	
特別ごみ	乾電池	
	蛍光灯、電球、水銀体温計	

(1) 分別収集の継続

生活系、事業系とも現在の分別区分を継続し、さらなる分別排出の徹底により、資源化率の向上を目指します。

6. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬に関する検討

① 収集方法の見直し

現行の収集回数、時間帯、場所等について、収集運搬の効率性と町民の要望等を踏まえ検討します。

② エコステーションの設置

現在、開設しているエコステーションの開設時間、回収品目及び新たな開設場所について検討します。

③ ごみ出し困難者に対する収集

高齢者や身障者など、ごみ出しが困難な方に対する収集方法について検討します。

7. ごみの処理施設の整備に関する事項

ごみの中間処理及び最終処分は、2市7町1村で構成する可茂衛生施設利用組合で共同処理を行っています。処理施設の整備は必要に応じて検討を行うとともに、負荷の軽減や延命化を図るため、ごみの排出抑制をはじめとする取り組みを行います。

① 現施設の延命化

可茂衛生施設利用組合の処理施設への負荷軽減、延命化を図るため、ごみの排出抑制と分別を推進します。

② 一般廃棄物(陶磁器・ガレキ類)最終処分場

本町は、陶磁器及びガレキ類の最終処分場を有しないため、広域回収により県外最終処分場にて処分を行っています。引き続き、加茂郡陶磁器及びガレキ类等廃棄物処理事業対策協議会において、事前調査及び現地調査を実施し、計画的に最終処分場の確保に努めます。

③ 一般廃棄物(使用済み乾電池)処理施設

本町は、使用済み乾電池の処理施設を有しないため、広域回収により県外処理施設で処理を行っています。引き続き、加茂郡陶磁器及びガレキ类等廃棄物処理事業対策協議会において、事前調査及び現地調査を実施し、計画的に処理施設の確保に努めます。

④ 資源ごみ中間処理施設

本町は、資源ごみの中間処理施設を有しないため、民間事業者等による中間処理施設を活用し、再資源化及びごみの排出抑制を促進します。

8. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 環境啓発事業の実施

- ① 環境展等の開催
ごみ減量化や再資源化をはじめとする環境問題についての啓発事業の一環として、環境イベント等を開催し、ごみ排出状況、環境パネル展示、リサイクル図書等の無料配布を実施します。
- ② 環境出前講座の参加
ごみ減量及び資源化意識の普及のため、町職員が各地区で開催する環境研修会等に参加し、環境意識の普及啓発に努めます。
- ③ 子ども環境教室等の開催
小学生(親子)を対象に、環境教育の一環として、近郊のごみ処理施設等の見学会を開催し、環境に対する興味関心を深めます。
- ④ 環境ポスターの募集
夏休み期間中、小学生を対象に各年度の環境テーマにあった環境ポスターを募集し、環境意識の高揚に努めます。

(2) 環境推進員

- ① ごみステーション管理と普及活動
ごみステーションの適正管理(軽微な清掃とごみネットの管理)及びごみ分別については、町民参加の必要性の観点から今後も、継続して環境推進員との協働を図っていきます。

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理の現状

(1)生活排水処理施設の概要

生活排水は、し尿、炊事、洗濯、風呂など日常生活の活動にともなって公共用水域に排出される全ての排水を指しており、し尿と生活雑排水に分けられます。
 本町における生活排水の処理主体を以下に示します。なお、下水道の種別は、流域関連公共下水道(木曽川右岸処理区)です。

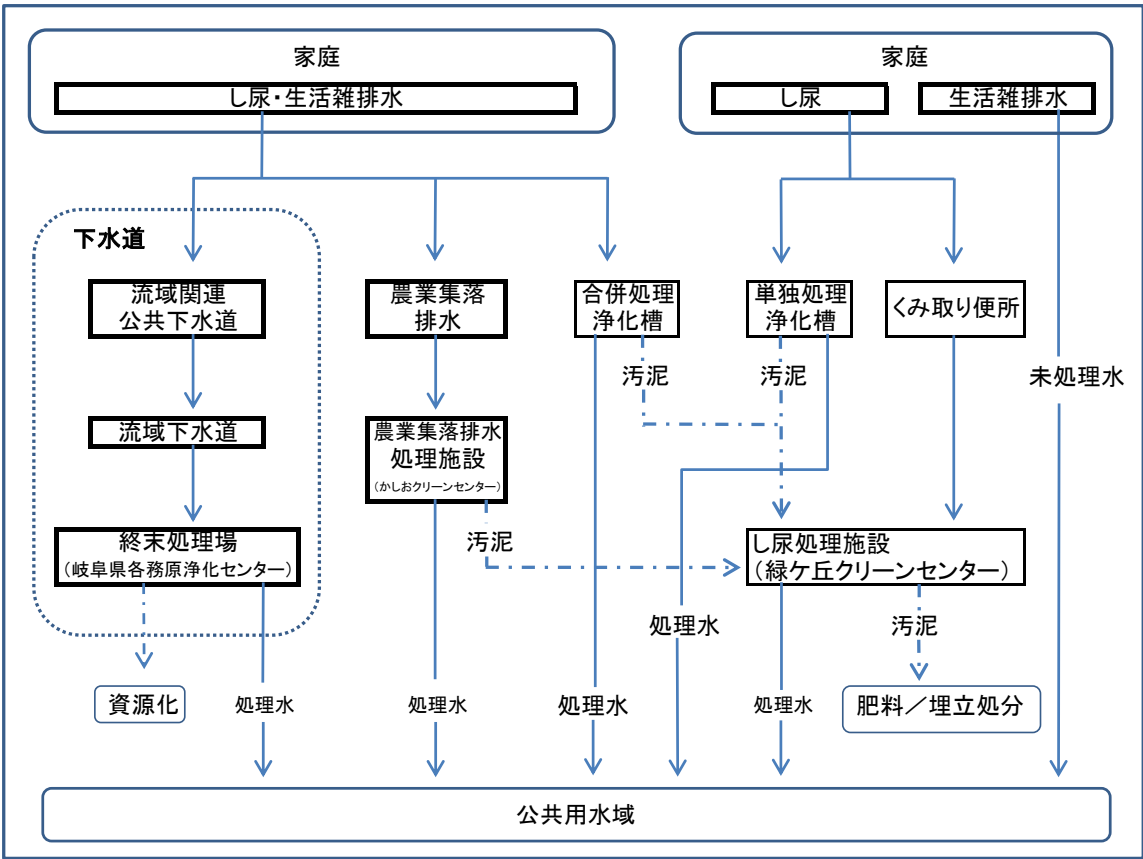
表3-1 生活排水処理施設の概要

処理施設の種類		対象となる排水の種類	設置主体
浄化槽	合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
	単独処理浄化槽	し尿	個人等
	農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	川辺町
下水道	流域関連公共下水道 (流域下水道へ接続)	し尿、生活雑排水	川辺町 (流域下水道は岐阜県)
し尿処理施設		し尿、生活雑排水	可茂衛生施設利用組合

(2)生活排水の処理フロー

生活排水のうち、し尿は公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、農業集落排水施設、し尿処理施設による5つの方法により処理されています。また、生活雑排水は、公共下水道、合併浄化槽、農業集落排水施設による3つの方法で処理されています。
 本町における生活排水の処理フローを以下に示します。

図3-2 生活排水の処理フロー図



(3)生活排水処理形態別人口

本町における平成21年度の生活排水処理の形態別人口を以下に示します。下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽、の人口構成比は、約57. %、3. 0%、7. 8%であり、あわせて約68. 3%を構成しています。

表3－2 生活排水処理形態別人口

平成21年度		
	利用人口(人)	利用人口比(%)
1 計画処理区域内人口	10,774	10,100
2 水洗化・生活排水処理人口	7,355	68.3%
1 下水道	6,198	57.5%
2 農業集落排水事業	321	3.0%
3 合併処理浄化槽	836	7.8%
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,422	13.2%
4 非水洗化人口	1,997	18.5%
5 計画処理区域外人口	0	—

資料:上下水道課

(4)生活排水処理施設の整備状況

本町における平成21年度末の合併浄化槽及び単独浄化槽の設置数を以下に示します。

表3-3 合併浄化槽及び単独浄化槽の設置数(平成21年度末)

単位:基

区分	設置基数
合併浄化槽	244
単独浄化槽	422

資料:上下水道課

②下水道

本町における下水道計画の概要及び整備状況を以下に示します。

表3-4 下水道事業計画の概要

項 目		事業計画(認可) (H23.2月)			全体計画			
事業主体		川辺町						
下水道種別		流域関連公共						
処理区名		木曽川右岸処理区						
下水道着手年月		平成 3年12月						
処理開始年月日		平成 9年 4月 1日						
工事完了予定年度(目標年度)		平成27年度			平成37年度			
下水排除方式		分流式			分流式			
予定処理区域面積－汚水 (ha)		655			689			
予定処理区域面積－雨水 (ha)		108			302			
計画処理人口(人)	整備	10777			9450			
	水洗化	9710						
家庭汚水量原単位(リットル/人・日)		生活	営業	計	生活	営業	計	
		日 平 均	230	60	290	250	65	315
		日 最 大	305	80	385	335	85	420
		時間最大	460	120	580	505	130	635
地下水量原単位(リットル/人・日)		75			85			
観光人口(人)		日帰り	宿泊		日帰り	宿泊		
		95	11		95	11		
観光汚水量原単位(リットル/人・日)		日帰り	宿泊		日帰り	宿泊		
		日 平 均	40	200	40	210		
		日 最 大	50	260	55	280		
		時間最大	70	390	85	420		
計画汚水量(m³/日)		日 平 均	4730			4850		
		日 最 大	5653			5850		
		時間最大	8731			8960		

資料:上下水道課

区分	全体計画面積 (ha)	整備面積 (ha)	普及率 (%)	処理区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)
平成21年度末	655	593	90.5	10774	6198

本町における農業集落排水事業の概要及び整備状況を以下に示します。

事業主体	川辺町
処理開始年月日	平成11年4月1日
処理対象汚水	し尿及び生活雑排水
計画処理人口	450人
管路施設	6.1km
中継ポンプ	11ヶ所
処理施設	名 称 : かしおクリーンセンター 面 積 : 1,163㎡ 処 理 水 量 : 122㎥／日(日平均汚水料) 処 理 方 式 : 沈殿分離槽前置型接触ばっ気方式 計画水質 : (流入) BOD 200mg/ℓ SS 200mg/ℓ (放流) BOD 20mg/ℓ SS 50mg/ℓ 放 流 河 川 : 雄鳥川
水洗化状況 (平成21年度末)	処理区域内世帯数 : 97 戸 水洗化世帯数 : 93 戸 普及率 : 95.9 % 処理区域内人数 : 315 人 水洗化人数 : 308 人 普及率 : 97.8 %

3-4

2. 収集運搬の現状

(1) 収集運搬の現状

合併浄化槽及び単独浄化槽からの浄化槽汚泥と、汲み取り便槽等からのし尿は、許可業者により収集、運搬され、緑が丘クリーンセンターし尿処理施設にて処理されています。

本町における、収集運搬体制を以下に示します。

表3-7 収集運搬体制

区分	収集運搬	収集区域	収集頻度	収集方法
し尿	許可業者	町内全域	月1回	バキューム式収集運搬車による個別収集方式
浄化槽汚泥	許可業者	町内全域	年1回以上	バキューム式収集運搬車及び汚泥濃縮車による個別収集方式

3. 中間処理及び最終処分の現状

(1)し尿処理施設による処理

本町における、し尿及び浄化槽汚泥は、緑ヶ丘クリーンセンターにて処理されています。

し尿・汚泥の最終処分については、し尿処理施設で脱水汚泥を焼却した後、その残渣を最終処分場で埋め立て処分している外、炭化汚泥肥料としてリサイクルされています。

処理施設の概要

緑ヶ丘クリーンセンターし尿処理施設の概要を以下に示します。

表3-8 し尿処理施設の概要

管理主体	可茂衛生施設利用組合
施設名称	緑が丘クリーンセンター
所在地	美濃加茂市牧野1912-2
共用開始	平成16年4月
処理規模	汚泥再生処理施設 100kl／日 (し尿36kl＋浄化槽汚泥64kl) 第3プラント 100kl／日
処理方式	前 処 理 : 細目スクリーン＋スクリュープレス 水 処 理 : 標準脱窒素処理方式 高 度 処 理 : 凝集沈殿＋オゾン＋砂ろ過 汚 泥 処 理 : 多重円盤脱水＋乾燥＋炭化または焼却 臭 気 処 理 : 高濃度＝生物脱臭 中濃度＝アルカリ洗浄＋活性炭吸着 低濃度＝活性炭吸着
放流先	木曽川

(2) 下水道による処理

① 処理施設の概要

公共下水道施設は、流域関連下水道施設に接続され、岐阜県各務原浄化センターにて処理されます。岐阜県各務原浄化センターの施設概要及び処理フローを以下に示します。

表3-9 下水道終末処理場の概要

計画対象市町 (4市6町)	岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町、川辺町、八百津町、御嵩町		
計画処理面積	約17,539(12,761)ha		
計画処理人口	456,720(412,310)人		
計画汚水量	日最大 249,500(214,414)m ³ /日		
施 設	処理場	管渠延長	場外ポンプ場能力
	処 理 場 : 岐阜県各務原 浄化センター 面 積 : 約37ha 処理水量 : 249.5千m ³ /日 処理方式 : 標準活性汚泥法 +急速ろ過法 嫌気・無酸素・好気法 +急速ろ過法 ステップ流入式多段 硝化脱窒素法+擬集 剤添加+急速ろ過法 放流河川 : 木曽川、境川 徳田排水路 中部排水路 中屋川排水路 三井川排水路	木曽川幹線 30.4 km 長良川幹線 19.8 km 芥見幹線 4.8 km 岐阜幹線 1.2 km 飛驒川幹線 9.9 km 八百津幹線 8.2 km 川島幹線 3.3 km 計(7幹線) 77.6 km	長森 60.4 m ³ /分 岐南 18.6 m ³ /分 兼山 5.6 m ³ /分 川島 5 m ³ /分 計 4ヶ所

※()は、事業認可

4. 飛驒川水質の現状

本町では、豊かな自然緑に包まれた魅力的な環境を守るため、継続的な環境監視を行っており、その一つとして河川の水質調査を実施しています。

水質汚濁調査結果を以下に示します。

表3-10 公共用水域の水質測定結果

調査年度:平成21年度

区分	pH	DO mg/L	BOD mg/L	COD mg/L	SS mg/L	全窒素 mg/L	全リン mg/L	大腸菌群数
雄鳥川上流 鹿塩公民館前付近								
H21. 8. 4	8.0	9.1	0.5	3.4	5	0.46	0.070	8,400
H22. 2.24	8.2	13.0	0.8	2.9	1未満	0.24	0.027	1,300
平均	8.1	11.1	0.7	3.2	3	0.35	0.049	4,900
雄鳥川下流 がまじり橋付近								
H21. 8. 4	7.7	9.0	0.5	2.6	2	1.7	0.061	7,000
H22. 2.24	7.8	13.0	1.1	2.5	2	3.2	0.033	2,300
平均	7.8	11.0	0.8	2.6	2	2.45	0.047	4,700
神坂川下流 石神橋付近								
H21. 8. 4	7.4	9.5	0.5未満	1.5	3	0.7	0.028	4,900
H22. 2.24	7.7	12.0	0.5未満	1.5	4	0.8	0.030	1,100
平均	7.6	10.8	0.5未満	1.5	3.5	0.75	0.029	3,000
境川 下流 飛驒川流出前								
H21. 8. 4	6.9	8.6	0.5未満	1.6	4	1.1	0.087	4,900
H22. 2.24	7.9	12.0	2.1	4.6	7	6	3.400	23,000
平均	7.4	10.3	1.1	3.1	5.5	3.55	1.744	14,000
尾賀野川下流 尾賀野橋付近								
H21. 8. 4	7.0	9.6	0.5未満	1.4	5	0.76	0.018	780
H22. 2.24	7.4	12.0	1.4	1.7	2	0.69	0.017	3,100
平均	7.2	10.8	0.7	1.6	3.5	0.73	0.018	1,900
大牧谷川 下流 大牧橋付近								
H21. 8. 4	7.1	9.4	0.5未満	1.7	3	0.41	0.018	1,700
H22. 2.24	7.3	12.0	0.8	1.7	1	0.62	0.017	2,100
平均	7.2	10.7	0.5未満	1.7	2	0.52	0.018	1,900
飯谷川 下流 飯谷橋付近								
H21. 8. 4	7.0	9.8	0.5未満	1.3	1	0.29	0.007	2,300
H22. 2.24	7.1	13.0	0.5未満	0.8	01未満	0.24	0.005	200
平均	7.1	11.4	0.5未満	1.1	1未満	0.27	0.006	1,300
飯田川下流 飛驒川合流点より上流50m付近								
H21. 8. 4	7.3	8.7	0.6	3.3	4	0.63	0.090	33,000
H22. 2.24	7.6	13.0	1.1	3.0	3	1.2	0.073	130
平均	7.5	10.9	0.9	3.2	3.5	0.92	0.082	16,600

【参考】 岐阜県による川辺ダム付近の調査

区分	川辺ダム							
H21. 8	7.6	9.3	1.0	1.6	1未満	0.36	0.013	460
H22. 2	7.3	12.0	0.5未満	0.9	1	0.4	0.008	33
年間平均	7.2	11.0	0.7	1.6	2	0.4	0.013	2395

※岐阜県の調査は毎月調査

第2章 問題点・課題

1. 適正処理

下水道や合併浄化槽による適正処理

下水道の整備済地域であっても、下水道へは接続せず又合併浄化槽も使用していない、いわゆる雑排水の垂れ流しの家庭が一部に残っています。これらの家庭については、啓発活動等により、適正処理を推進していく必要があります。

2. 収集運搬

収集体制の維持

下水道の普及により、し尿等の収集範囲や収集量の減少に伴う収集作業の非効率化は避けられないが、住民サービスが低下することのない様、効率的な収集体制を維持していく必要があります。

3. 中間処理

浄化槽における維持管理

浄化槽を使用している家庭では、法定検査の受検などの適正な維持管理が義務づけられています。これらについては、啓発活動等により適正な維持官営を推進する必要があります。

4. その他

河川へ水質汚濁負荷

一部で生活雑排水や、屋外の排水が直接河川へ流入しています。これらが、河川の水質に負荷を与える(汚れている)ということを踏まえ、環境教育や啓発活動等により生活排水に関する意識の向上を図る必要があります。

第3章 基本方針

1. 基本方針

(1) 基本理念

本町では、「美しく輝く水辺と心を育むまち」を基本理念としたまちづくりを推進しており、生活排水対策についても、下水道の整備や浄化槽設置補助制度により公共用水域の水質汚濁防止ならびにトイレの水洗化による生活環境の改善に努めてきました。

今後とも、河川の水質保全に努めることを基本に、生活排水の適正かつ合理的な処理体制を確立するため、生活排水処理施設の整備を推進します。

(2) 基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくことしますが、生活排水処理施設の基本方針については、以下に次に示すとおりとします。

①下水道計画区域内においては、下水道施設を整備します。

②下水道計画区域外においては、個別による浄化槽の設置を推進し、生活排水を処理します。

③下水道計画区域外において、浄化槽を設置している家庭、汲み取り式の家庭については、個別の状況を勘案しつつ下水道への早期つなぎ込みの指導を行います。

2. 計画目標年度

一般廃棄物処理基本計画は10年～15年の長期計画とされています。本計画の期間は平成32年度を計画目標年度とします。なお、計画策定の前提となっている諸条件大きな変更があった場合には見直しを行います。

計画目標年度	平成32年度
--------	--------

第4章 生活排水の処理主体

1. 処理主体

本町の生活排水における処理主体を下表に示します。今後の下水道の普及に伴う、生活排水を取り巻く環境の変化を把握し、必要に応じて見直していきます。

表3-12 処理主体

	対象となる生活排水の種類	処理主体
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
農業集落排水事業	し尿、生活雑排水	川辺町
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	可茂衛生施設利用組合
流域関連公共下水道	し尿、生活雑排水	川辺町及び岐阜県

第5章 生活排水処理の計画

1. 処理の目標主体

本町では、生活排水処理施設の整備を推進し、できるだけ多くの生活排水を下水道、農業集落排水、合併浄化槽によって適正に処理することを目標とします。これにより、飛騨川等の河川の水環境の保全に努めていきます。

2. 生活排水を処理する区域及び人口

本町における、生活排水処理形態別人口の現状及び目標値を以下に示します。、下水道、農業集落排水、合併浄化槽によって適正に処理することを目標とします。これにより、飛騨川等の河川の水環境の保全に努めていきます。

表3-13 生活排水処理形態別人口の現状及び目標値

	現 状 (平成21年度)	目標年度 (平成32年度)
1 計画処理区域内人口	10,774	10,100
2 水洗化・生活排水処理人口	7,355	9,421
1 下水道	6,198	8,737
2 農業集落排水事業	308	304
3 合併処理浄化槽	849	380
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,422	494
4 非水洗化人口	1,997	314
5 計画処理区域外人口	0	0

3. し尿及び浄化槽汚泥量

本町における、し尿量、浄化槽汚泥量の現状及び目標値を以下に示します。

表3-14 し尿量、浄化槽汚泥量の現状及び目標値

区分	現 在 (平成21年度)	目標年度 (平成32年度)
合併処理浄化槽汚泥	1. 6 kℓ／日	0. 8 kℓ／日
単独処理浄化槽汚泥	1. 0 kℓ／日	0. 4 kℓ／日
汲み取りし尿	2. 6 kℓ／日	0. 5 kℓ／日
合 計	5. 2 kℓ／日	1. 7 kℓ／日

4. 施設整備に関する事項

(1) 下水道の整備

下水道整備計画を推進し、整備計画区域内を計画的に整備することを目標とし、効率的な下水道整備、接続促進を推進します。また、啓発活動等により整備済み地区の接続促進を行います。

(2) 合併浄化槽の整備

下水道区域外の地区については、生活排水の有効な一手段として、合併処理浄化槽の設置を推進します。

(3) 農業集落排水施設の整備

農業集落排水施設は、現在、整備事業は完了しているが、処理施設の耐用年数、修繕等の問題から、将来的には公共下水道への接続を予定しています。

(3) 適正処理の促進

施設整備と同時に、下水道への接続、合併浄化槽への転換を啓発活動等により促進します。

5. し尿・汚泥処理に関する事項

(1) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬

下水道の整備、合併浄化槽の整備、転換等の収集運搬を取り巻く状況の変化が予想されるため、効率性等を勘案し、合理的な収集体制の検討を行います。

(2) 浄化槽における適正な維持管理の促進

浄化槽にて処理を行うため、適正な維持管理(法定検査、保守点検、汚泥引抜)を啓発活動により促進します。

6. その他生活排水の処理に関する必要な事項

(1) 発生源対策の促進

調理くずの回収、廃食用油の適正処理、洗剤等の適量使用、節水等の家庭内のできる発生源対策について、啓発活動や情報提供を行うことにより発生源対策を促進します。

(2) 環境教育の実施

自ら環境について考え行動できる“人づくり”を目指し、環境教育の普及推進について検討します。

夏休み等を利用し、小学生親子を対象に岐阜県各務原浄化センター等の施設を視察する環境教室を実施します。

(3) 町民・事業者・行政の協働

環境に関するイベントの開催し、環境に対する意識を高めることにより、町民、事業者、行政が一体となって環境保全に取り組んでいきます。